

るわけでござります。

○糸久八重子君 経済の国際化に伴いまして、このような事犯も国際化をしております。東海銀行詐欺事件の容疑者がタイに逃亡したのは記憶に新しいことありますし、犯罪によって生じた資金を海外へ逃避させる例も大変多くなっております。『刑事司法に関する国際協力の促進』とおしゃっておられますけれども、具体的にどのように進めていらっしゃるおつもりですか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねの刑事司法に関する国際協力の促進といふものの具体的な内容はどういうことを考へておられるかという御趣旨のお尋ねだと思いますのでお答えさせていただきまます。

今、委員御指摘のとおり、近時、犯罪が著しく国際化しております。薬物等の密輸入事犯のように二ヵ国以上の国にまたがって行われる事犯とか、あるいは犯人が国から外国に逃亡する事犯、それから参考人その他の証拠が数カ国に散在するような事犯、こういうような適正な捜査処理のために国際的な協力が必要になつてくる事犯、というのが少なからず発生していることはもう御案内のようにございまして、今後もますますこの種の事犯が増加の一途をたどるであろうということは十分予想されるわけでございます。

そこで、こういうような状況にかんがみまして、法務省の刑事局といたしましては、外務省当局等の御協力を得ながら、事件処理の必要に応じまして積極的に捜査官を関係諸国に派遣するとか、あるいは主要国の法律制度及びその運用の実情等を隨時調査するとか、あるいはいろんな機会を通じまして外国の関係機関との相互理解を深めるといふようなことによりまして刑事に関する国際協力の円滑な実現に努めているところでございまして、今後もこれらの措置を一層充実してまいりたいといふふうに考へておられるわけでございます。

○糸久八重子君 両罰規定の強化、それから法人への罰金重科に関する法務省の見解をお尋ねした

いと思います。

○政府委員(濱邦久君) もうこれも委員御案内とおり、各種の行政法規には法人等の業務主に対する处罚規定として両罰規定が設けられているわけでございます。

平成三年十二月二日を開催されました法制審議会の刑事法部会におきまして、法人等の業務活動に関連して引き起こされる不法事犯に対する有効な抑止力を期待できる刑罰を科する必要があるという趣旨から、法人等の業務主に対する罰金刑の多額、上限の額でございますが、多額とそれから従業者に対する罰金刑の多額の連動を切り離すところに問題があるとおっしゃるのです。従業者に対する罰金刑の多額といふのは、従業者、行

主に対する罰金刑の多額といふのは、従業者、行から、切り離した場合における適正な罰金額の水準を決めるに当たって考慮すべき事項ということにつきまして指針が示されたところでございまして、從来、これも委員御案内のとおり、法人等業務主に対する罰金刑の多額といふのは、従業者、行ともに効果的であるといふこと、それから、効果的でない場合と、それが外港を含めましてこのように地方空港の国際化等に対応するため、関係省庁の協力を得まして施設の確保、体制の整備に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、今後とも出入国審査体制の充実強化について努力していく所存でございます。

○政府委員(高橋雅二君) 不法就労を目的とする外国人をチエックするためには厳正な入国審査を行うことはいいわけですけれども、そのため審査の手続が長くなりまして一般の外国人に迷惑をかけている

よう改善していらっしゃるおつもりでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 一般的に外国人の入国者数がここ最近非常にふえております。それに伴いまして、不法就労等を意図して本邦に上陸しようとすると外国人もふえている現状にござります。

それで、そういう入国目的に疑惑の持たれる者に

対しましては厳正な審査を実施しているところでございますが、今、委員御指摘ございましたよ

うに、ほんどの外国人は正規的目的を持って來られる方でございます。そういう人たちが入国するだけ迅速にスピードをもつて審査をしなければいけないというふうに考えております。その関連から

も、来年度の予算におきましても入国審査官の増

なりますと我が国にとつても好ましいことではな

いわけでございますので、そういう方はできるだ

け速やかに審査を実施する方でございます。

○糸久八重子君 それでは、出入国管理行政の充

実強化の面でお伺いをいたします。

要員及び施設の確保を図るとされておりますけ

れども、新東京国際空港の二期施設とか関西国際

空港などの新規の施設向けがほとんどで、既存の

施設も大変繁忙をきわめているのに業務体制の

備まではなかなか手が回らないのではないかと思

われますけれども、その辺はいかがでございま

しょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 確かに、最近の地方の

速化に努めています。それでございます。

○糸久八重子君 不法就労悪質事犯に重点を置いています。それで、各関係地方公団からも、地方における出入国管理行政の強化と施設、体制の強化という要望を受けております。そういうこともございまして、当局におきましては、委員御指摘の既存の空港を含めましてこのように地方空港の国際化等に対応するため、関係省庁の協力を得まして施設の確保、体制の整備に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、今後とも出入国審査体制の充実強化につ

いて努力していく所存でございます。

○政府委員(高橋雅二君) 悪徳ブローカーや暴力

団というものが外国人の不法就労を助長しまし

て、充春の強要とか貨金の搾取というような人権侵害事件を起こしているというケースがあること

は御指摘のとおりでございます。

当局といたしましては、警察等関係機関との情

報交換を密にしてこれらの人権ブローカーや暴力

団等が絡む事を重点的に合同摘発するなど、

種々対策を講じているところでございます。

○糸久八重子君 不法就労の外国人も、景気の減

速に伴つて危険、劣悪な環境のもとで働くざるを

侵害事件を起こしているというケースがあること

は御指摘のとおりでございます。

○政府委員(高橋雅二君) 悪徳ブローカーや暴力

団というものが外国人の不法就労を助長しまし

て、充春の強要とか貨金の搾取というような人権

侵害事件を起こしているというケースがあること

は御指摘のとおりでございます。

○政府委員(高橋雅二君) 悪徳ブローカーや暴力

団というものが外国人の不法就労を助長しまし

て、充春の強要とか貨金の搾取というような人権

侵害事件を起こしているというケースがあること

は御指摘のとおりでございます。

○政府委員(高橋雅二君) 悪徳ブローカーや暴力

団というものが外国人の不法就労を助長しまし

て、充春の強要とか貨金の搾取というような人権

侵害事件を起こしているというケースがあること

は御指摘のとおりでございます。

○糸久八重子君 それでは、出入国管理行政の充

実強化の面でお伺いをいたします。

具体的な対応をいたしましては、外国人のため

の人権相談所を東京、名古屋、大阪などに開設し

て、常時相談に応じておりますし、またさらに、十

二月の人権週間には、特設人権相談所を地方法務

局においても設けたりして相談に応じております。

さらに、基本的人権の侵害が具体的に起つて

おられます。

た場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行

い、適切に対処するなど、外国人の人権擁護のた

めに取り組んできているところでございます。

なお、外国人の人権相談におきましては、相談者が不法在留、資格外活動等に当たることが判明いたしました場合でも、人権相談の趣旨、目的に照らして、国家公務員法百条の守秘義務を優先させまして、入国管理官署への通報というようなことはとらないようにして配慮しております。

○糸久八重子君 外国人に対する問題は非常に多岐にわたりておりますけれども、特に不法就労とそれから研修生にかかる点に限って、関係省庁との協力関係をどのように推進していくのか、またどういう機関をつくって検討、協力をしておるのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 今お尋ねの外国人研修生の入国等につきましては、これが研修の目的にかなった研修をやつておるのか、そのプログラムはどういうものであるのかという、そういう研修状況の把握と、それから適切かつ効果的な研修実施の確保を目的といたしました財團法人国際研修協力機構というものを法務省、外務省、通商産業省及び労働省の共管として昨年九月設立したところでございますが、ほかの外国人研修関係省庁とも連絡をとりつつ、この機構の事業運営を推進していく所存でございます。

また、お尋ねの不法就労対策についてでござりますが、これは委員御指摘のとおり、いろいろな関係機関が密接に連携して行うことが必要不可欠でございますので、先般、警察庁、労働省、それと法務省との間で局長クラスの不法就労外国人対策等関係局長連絡会議、それから本省の課長クラスで不法就労外国人対策等協議会をそれぞれ発足いたさせまして、定期的に不法就労対策等に関する情報交換や意見の交換等を実施しております。さらに、地方レベルにおいても関係機関の定期的な協議会を設置するなど、種々努力を重ねておるところでございます。また、具体的な不法就労のケースがあつた場合には、合同で摘要するというような措置もとつておるところでございます。

す。

○糸久八重子君 それでは次に、人権擁護行政についてお伺いいたします。

子供の権利条約の国内法整備のための立法作業についてどうなつておるのか、お伺いしたいと思ひます。例えは法務省に關係のあるものというものは権利条約の二条、七条、九条、十二条、二十一一条等々が関連あるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうような状況になつておるのか、またどういう見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○政府委員(則定衛君) 最初に総括的にお答えさせていただきますけれども、委員御指摘のとおり、法務省所管法令との関係では、この児童の権利条約の何項目かが検討をするというところになるわけでございます。結論的に申しますと、今回この児童の権利条約を批准いたしましても、それに伴つて法務省所管の法令について新たな立法措置を講ずる必要が生ずることとはならないというふうに考えておるわけでございまして、個々的な条項につきましてはそれぞれの所管の部局から御指摘に沿いまして御答弁させていただくことにしたいと思います。

○政府委員(濱邦久君) 特に、刑事法制との観点から若干の御説明を申し上げさせていただきたいと思います。

児童の権利条約と現行法制との関係について見ますと、条約十二条の児童の意見表明権、あるいは三十七条(c)の児童と成人との分離、それから三十七条及び四十条の児童に関する刑事手続及び少年審判手続上の諸権利の保障、これらの各点を中心いて検討を進めてまいっているところでござりますが、おおむね現行刑事訴訟法あるいは刑事訴訟規則、少年法及び少年審判規則等におきまして、またはこれらの法令等に基づく実務上の運用について実質的には保障されているというふうに考

指摘がされたこともあるわけでございますけれども、結論的に申しますと、私どもいたしましては、現段階におきましてはこれを批准するために民事法関係について所要の法律改正をするというようなところはないというふうに考えている次第でございます。

また、委員、後で御質問があるのかもしれませんのが、例えば児童の権利条約第二条の関係で出生による差別の禁止の条項がござりますけれども、これが例え民法の規定によります相続分、嫡出子と非嫡出子の相続分が平等でないというような現在の民法の規定と抵触するのではないかというような御指摘、あるいは戸籍で嫡出子の場合と非嫡出子の場合の記載の形式が異なつておるというふうに考えておるわけでございまして、個々的な条項につきましてはそれぞれの所管の部局から御指摘に沿いまして御答弁させていただくことにしたいと思います。

そのほか、第七条の国籍を取得する権利との関係におきましても、現行の国籍法は抵触する点はないというふうに考えておる次第でございます。

また、条約第十二条の司法手続等における児童の意見表明の問題、これは民事訴訟とか人事訴訟の関係におきまして問題になる点があるかどうかという点も検討したわけでございますけれども、現行法上これに抵触する部分はない、こういうふうな結論に到達いたして次第でございます。

○政府委員(則定衛君) 付加的に二点ほど御説明させていただきたいと思いますが、一つは、児童の権利条約の第九条で親子が分離されない権利というのがございます。それから第十条に、家族の再統合のための入国の配慮というのがございます。これらにつきましては、入国管理行政上の強制退去あるいは入国の際の許可等につきまして、場合によつてはこの新条約、児童の権利条約の當該条項が問題になるのじゃないかという観点で検討いたしました結果、これらにつきましてはその条約の条文が策定されます経過等にかんがみまして、入国管理行政には及ぶものではないということが判明しております。

しかし、条文上は必ずしも明確ではございませんので、今申しました二点につきましては、解釈宣言といたしまして、日本国政府としては入国管理制度において所要の法律改正をするといううまい拘束的な効果、つまり親子が統合するという場合に結論的にそれを許可する義務が生ずるといふものではない、そういう解釈宣言をさせていただくという点が一点ございます。

それからもう一点は、刑事上の面でございますけれども、条約の第三十七条の(c)項に自由を奪われた児童と成人との分離ということが規定されておりまして、この条約におきます児童と申しますのは十八歳未満の者といふことになつております。一方、我が国の少年法等におきますいわゆる少年といいますのは、御案内のとおり、二十歳未満といふことになりますので、十八歳を超えて二十歳に満たない者につきましては、例えば少年院で十八歳以下の者と一緒に収容され改善教育を受けられるという場合がございますので、この条文につきましては批准に際しまして留保をさせていただきたい措置をとることといたしております。

○政府委員(清水湛君) 児童の権利条約についての法務省の見解はわかりましたが、現行法のままでいいという観点ですけれども、これから私が質問する内容によつてまた変えるを得ないような状況もあるのかもしれませんが、それはまた後に譲つておきましたが、おおむね現行刑事訴訟法あるいは刑事訴訟規則、少年法及び少年審判規則等におきまして、またはこれらの法令等に基づく実務上の運用について実質的には保障されているというふうに考

思ひます。

最近、結婚しても昔の名前のままの女性が非常にふえ続けております。特に働く女性たちの中でも、結婚しても旧姓のまま働きたいという人たちがふえているわけです。職場では男性と対等に働くよ

で示されるものでございまして、極めてそういうことをあらかじめ申し上げておきたいと思いますが、民法部会の身分法小委員会の委員は現時点で二十名でございまして、先ほど申し上げました民法部会の女性委員三名はすべてこの身分法小委員会に属しております。

○糸久八重子君 奢議会で重要なことは公平な審議そのものですが、やはり男女の構成比も大切な要素だと思います。女性委員数が二十七名中二名、三十二名中三名二十名中三名と非常に少ないこのような実態では、ほとんど改姓を余儀なくされている女性の意見や立場、それから実能が奢議会に反映されるのかどうか大変心配をしてしまつわけでござります。

審議会で参考人の意見聴取等も行われるでしょう、それも必要でしょうねけれども、この際審議会と並行して大がかりな世論調査等を行つて今後のことと思ひます。どういうお考えはおありになるでしょうか。

○政府委員(清水謹君) この身分法の問題につきましては、これは先ほど大臣からも御答弁ございましたように、社会の現状とか習俗とか国民感情というものと非常に密接に結びついているわけでござります。そこで、先ほど申しましたように、問題点を公表して国民各界各層の意見を広く求めるということをこれから作業として予定しているわけでござります。

また、それと並行いたしまして、例えばこの夫婦の氏の問題につきましては、平成二年でございましたか、総理府で世論調査をしていただいております。そのときの結果で申しますと、こういう別姓制度を導入するのは反対であるというのは五二%でしたかございまして、賛成であるというのには三〇%ぐらいだったかと思ひますけれども、そういうような数字も平成二年度の世論調査では出ているわけでござります。

状況もございますので、その後の状況というものがまた変わってくるということは当然あるわけでござりますから、私どもいたしましては、そういう問題点が整理された段階でそれぞれの問題を明確にして、また改めて何らかの方法で国民一般の方々の御意見も広く聞くというような機会を設けたいといったふうに考えて、る次第でございま

○糸久八重子君 かつての国会審議の中で、国民の、仮に女性の一割がそうしたいということになると、これは無視できない数字だというような御答弁も実はいただいておるんですね。そういうことから言えど、今の三割の人たちがそういう気持ちを持つてはいるということは、これは大変な数字だ、そのように思うところです。

そこで、昨年の五月に政府の婦人問題企画推進本部が、我が国の婦人政策の指針となつております「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」の第一次の報告の中では、「社会情勢の変化に対応して、婚姻・離婚及び親子に関する法制の見直しについて検討をする」として、一九九五年までには「男女平等の見地から、夫婦の氏や待婚期間の在り方等を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見

○政府委員(清水湛君) 法制審議会におきましても、婚姻法、婚姻の要件、効力、離婚の要件、効力、離婚の手続等の問題でござりますけれども、これが昭和二十一年に改められて以来、一部の手直しは若干その過程において行われておりますけれども、基本的な見直しがされていない、こういうことから今回の見直し作業に入ったわけでございます。その前提には、やはり先生御指摘のように、社会経済情勢が大きく変動しておる、そういう変動の実態というものを正確に把握して、それを法制に反映させる必要があるということでございます。少なくとも男女の平等という観点から、現在の民法、親族、相続法といふものは戦後全部改めら
れども、これと法制審の動きとの関係などはいかがでしょうね。

れたわけでござりますけれども、しかしながら、その後またいろいろな考え方方が男女の平等といふことについてもあらわれてきてるわけでございまして、そういうものを踏まえましてこの法律の見直し作業をしようということでございます。先ほどのこの行動計画につきましても、もちろんそちらの方と一緒にすることになります。

○法制審議会の審議も進めてまいりたい、こういふうに思つてゐる次第でござります。

○糸久八重子君 この夫婦の姓について、外国の法律というのはどうなつておるんでしようか。夫婦同姓を法律で強制している国というのは、日本以外にござりますか。

○政府委員(清水進君) この夫婦の姓の問題は、本当に社会の習俗、歴史、伝統というものが背後

一般的に申しますと、歐米諸国では婚姻により
法制をとつております。具体的な中身を見ますと、
またそれ若ニユアンスが違う、同じような
法制でありますからニユアンスが違う、というような
ところもあるわけでございます。

まして妻が夫の氏を称しておるというのが普通でございますが、妻が婚姻以前の氏をそのまま使用

することも認めて、同姓とするか、あるいは別姓とするか、その選択を認めているという法制の国が多い、というふうに言つていいと思います。イギリス、アメリカ、フランスがその主な例でござります。それから、これらの国では夫の氏と妻の氏を結合した氏を氏として用いる、妻の氏と夫の氏を一緒に一個の氏として用いるというようなこともできるというふうにされております。また、イタリアとかブラジルなどのように、婚姻によって夫の氏には変更がない、しかし妻は自己の氏と夫の氏を結合した氏を使用する、こういうようになるとになっている国もあるわけでござります。

それから中国、韓国等は、これは婚姻によつて夫婦とも氏が変更することがない。ある意味においては夫婦は別氏である。別氏強制ということでおございまして、例えは韓国でござりますと、妻が

夫の氏を称したい、夫の氏に変えたいと思つても、これは変えることができない、こういうような法制になつてゐるようでございます。

それから、夫婦は同姓でなければならないといふような国といたしましてはスイスとかインドがございます。これらの国では夫婦は夫の氏を称すところですが、通常は夫の氏を称するのであります。

につきましては妻が自己の氏を夫の氏の前に置いて用いることもできるというようなことになつてゐるわけでござります。

それぞれのお国柄と申しますか、それぞれの国の歴史、伝統というものが背後にあるまして、いろんなさまざまな形のものになつてゐるといふことが言えるのではないかという気がいたします。

○糸久八重子君　お話をりますと、夫婦同姓を

法律で強制している国というのはどうも日本だけらしい、そんな感じがいたします。日本もいろいろ調べてみると、もともと夫婦別姓の国であつたようですね。例えば、北条時政の娘政子が源頼朝のところにお嫁に行つた、結婚したけれども、結局北条政子という形で通していくこともありますね。

ている状況があることは今お話を申し上げたわけですが、現行法のもとで夫婦別姓を実践するには、旧姓を通して使用するいわゆる通称方式ですか、それと婚姻届を提出しない事実婚方式しかないわけですね。これらの実態について法務省はどの程度把握しているのでしょうか。

○政府委員(清水澤君) 先生御指摘のように、婚姻届をして戸籍上はどちらかの氏になつてゐるわけでござりますけれども、通称として婚姻前の氏を称するというようなケースもかなりある。それから、氏が変わることを避けるために事実婚という状況で過ごしておるというようなことがあるというようなことを私どもいろんな機会に人から聞いたり、あるいは新聞、雑誌等にもそのような記事が出ておるということは承知しているわけでございます。

ただしかし、事実婚の方はこれは届け出がないわけでござりますから、これを統計的に把握するということは不可能でございます。それから通常につきましても、これは一種のベンヌームというわけではないと思ひますけれども、そういう事実上の使用的問題でござりますので、これも私ども

ちよっと私どもとしては把握できない状況にある
わけでござります。

として統計的に把握するということは困難でございます。しかし、そういう実事があるというような話はいろんな機会に私ども聞かされているところでございます。

ここ数年、いろいろな職場や職種で通称使用を認めるところが出ておりまして、私もちょっと調べてみましたら、例えば朝日新聞社とか富士ゼロックス、それから丸井、ソニー、日本アイ・ビー・エム、リクルート、沖電気等々が挙げられております。企業内の旧姓使用というのは時代の波としますますます広がりそうな雪行きがありますね。この事実について法務省はどういう御見解をお持ちですか。

の政府委員(清水湛君) 企業内における通称使用
と申しますが、戸籍上の氏とは違う従前の婚姻前
氏を通称として使用するという例があつて、いる
この御指摘でございますが、私もそういうよ
なことについても確かにおっしゃるような話は
いっているわけでござります。恐らくそういうよ
なことが背後にあるて、それが夫婦の選択的別
制度の導入といふものを押し上げると申します
、そういうものの実現を要求する一つの社会的
背景になつておるんではないかというふうに推
はいたすわけでござりますけれども、具体的に
の程度、どのような状況であるかということは

は先生御承知のことだと思います。
○糸久八重子君 仮に、夫婦別氏の選択を法律上規定した場合に、現在法務省が所管している法律のうち、どのような手直しが必要になりますか。
○政府委員(清水清君) この夫婦別氏制度、つまり選択的別姓制度の導入ということにつきましては、その導入の仕方につきましていろんな意見があるわけでございます。何と申しますか、軽いというとちょっとと語弊があると思いますが、非常に簡単な形で導入するという考え方、あるいは民法の定める氏といふものの根幹に触れるような形での導入の仕方と、いろいろな段階があるわけでございまして、そのような考え方のうちのどれをとるかということによって、また民法の規定をどういうふうにするかということも変わってくるわけになりますけれども、私ども一応、例えば先ほど御指摘の民法の七百五十条、これはもう当然改正しなければならないということになるのではないか。
それから、離婚をした場合に復氏をするといふ、これについては先般一部の修正的な改正はござい

ちよつと私どもとしては把握できない状況にある
わけでございます。

○糸久八重子君 通称方式を認めた場合に、法務省当局としてどういう点が一番ネックになると考えられますか。

○政府委員(清水謙君) 通称を認めましても、それで一つの社会の中で混乱が生じないということであれば、私はそれはそれで差し支えないのではないか。法律的にはきちんとした婚姻届を出しておりますので、法律上の氏あるいは子の氏、親子の氏というようなものはきちんと法律で整備をさりますので、そのこと自体、通称を使用しているということから問題を生ずることは全くないといふふうに思つわけでございます。

ただ、事実婚でということになりますと、ちよつとお話しにはございませんでしたけれども、これは法律婚ではございませんからいろいろ法律関係は全く違つたものになるということは、これますけれども、七百六十七條の規定とか、あるいは子の氏をどうするかというようなことについての民法の規定をどうするかという問題。それから、さらに波及して養子の氏をどうするか、例えば別姓の夫婦が養子をした場合に、その養子の氏はどうなるのかというような問題。いろいろ細かい検討してまいりますと、相当広範囲にわたる氏正といふことがやはり問題になり得るであろうと、ささらに引き続いて、戸籍につきましても所要の改正といふことがやはり問題になり得るであろうと、いうふうに考えてゐるわけでございます。

○糸久八重子君 最近、この法務委員会にかかる請願としては、夫婦別姓の選択制を求めるものが一番数が多いわけですね。法制審の結論が早く出るようこれを期待したいのですが、なかなか進まない感が否めない状況でございます。

今局長お話しのとおり、一九七六年の姓氏統称を認める改正が行われまして、雅音の祭には夫を考へて改められたのです。そこで、雅音の祭には夫を考へて改められたのです。

維持することと、もとの姓に変えることの選択が設けられたわけでございます。結婚の出口でこのような選択肢が認められるのであれば、そもそも結婚の入り口でもやはり氏を変えることとか、それから維持をすることとかの選択ができるようになりますことは合理的な考え方なんじゃないかというふうに思うところでございます。特に、現代は家族とか結婚、夫婦などについて多様化した価値観があるんですね。法律はその多様な価値観の存立を認めるものであることが必要ではないかということふうに考えます。

私ども社会党は、今国会中に夫婦別氏のための法律案を提出すべく現在準備中でござります。法制定を早めるため、それから夫婦別姓の今までの論議について大臣の御所見をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(田原隆君) お答えします。

この問題は今る御議論を聞いておりまして、理論的にはいろいろ詰めができそうな感じがしますが、やはり感情が非常に絡む問題と私はつき申し上げましたけれども、例えば吉香の入り口で、

なぜ同姓にならないのだろうとかいうときに感情が絡まないかという問題等がありますので、なお一層深く結婚問題等を含めて身分法の関係は早急に勉強しなければいかぬことだと思います。

○糸久八重子君 ありがとうございました。

○瀬谷英行君 今の糸久議員の質問の最後に、夫婦別姓の問題について大臣のお答えがございました。何か感情が伴う、だからいろいろと検討するというふうな御答弁だったのですが、夫婦の別姓という問題は、これの改廃について、あるいは法律問題として取り上げるのについて、感情がやはり伴っているいろと支障があるということになるものかどうか。私なんか考える場合には、これは具体的には夫婦が同姓であろうと別姓になろうと痛くもかゆくもないことなんだ、どうでもいいじやないかという気がするんですよ。一体どういうふうな感情が伴うのか、どこに支障があるのか、感情が伴うという後の大臣の語尾の方がどうもはつきりしないんですね。

だからその点もう一度、どこに問題があるのか、何か障害があるならあると、こういう点がいろいろと難しいと言われることがあつたら、その点を突っ込んで御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(田原隆君) 感情の問題ですからなかなかそれも整理して申し上げにくい問題だと思ってますが、理論的に理屈だけではいけないという意味で感情と申し上げた意味もあるし、また確かに感情そのものであるというものもあって、私は法律家ではございませんから、余り深く突っ込まれると答弁も少しだいでございますが、ただ先ほど一例として申し上げましたように、結婚するときに、当然同姓になってくれると思つていただけの方の親が、別姓を希望したら何かちよつと白けた気持ちになるような場合もあるのではないか、何も思わない人もおるのでないか、世の中多種多様の方が多いございますから、そういう意味で申し上げたわけですがいまして、理屈だけではないかない面があるので今困つておるのじやないかというのがあります。

なぜ同姓にならないのだろうとかいうときに感情が絡まないかという問題等がありますので、なお一層深く結婚問題等を含めて身分法の関係は早急に勉強しなければいかぬことだと思います。

○瀬谷英行君 別姓にしようと言つたら白けたなんということだつたら、そんな白けるような相手と結婚しなきやいいんですよ。そんなに難しい問題じやなからうという気がするんですね。

だから、法律家じやないけれどもといふうに大臣言われたが、法律家じやなくたつて法律家の上の政治家なんですかね。これは姓なんというのは社会生活上の便宜のためについている符号なんですから、そんなにこだわることはなかろうといふ気がするんですよ。だから、世間一般別姓の方が便利いいじゃないか、離婚のときに簡単だというのは話は別ですけれども、いろいろと考えてみて差しさわりがないということだつたら法律的な検討をさせてもいいだろうというふうに私は思います。その点、どうですか。

○國務大臣(田原隆君) 繰り返すようですがいま

すけれども、理屈でいかない面があるから今日ま

で長引いておるというのが実情であり、法制審議会等でもやはりそういう問題を考慮されているの

ではないかと私は思うのですが、しかし時代の方

向はそつちへ向いているのじやないか、そのよう

に考えます。

○瀬谷英行君 その話はこのくらいにしまして、

指紋制度の問題について私ちょっと質問したいと思

います。

前々から問題になつているんですけども、外

国人登録法の問題で指紋が随分前から問題になつ

ています。私は今さら指紋なんか押させてどうす

るんだろう、こういう気がするんですよ。聞くと

ころによりますと、法務省と警察庁でもつて意見

が違つておつたど、どちらかというと警察庁の方

がこの指紋制度には固執をしているというふうに

聞いているわけなんです。

そこで、これらの問題に決断を下す立場にある

のはやっぱり今のところは法務大臣じやなからう

かという気がするんですね。何も、ごく一部の犯

罪者の捜査のために指紋制度をいつまでも維持し

ていく必要はないという気がするのでありますけ

れども、この指紋制度についてどのようにお考え

になつてゐるか、どのように問題があるとすればあるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) まず、私からお答えいたします。

指紋押捺制度は、今先生御指摘のとおり、外国人登録法におきまして登録しなければならないごとにあつておる外国人のうち一年以上滞在する方について適用される制度でございますが、これは、

指紋が人物の同一人を確認する上で最も有効な手段であるということにかんがみまして採用され

てゐるところでございます。それで、登録の正確性を維持するとともに、指紋を外国人登録証明書に転写することによりまして登録証明書の不正使用や偽造を防止するということにしたものです。

いまして、現時点においてもその有効性と必要性は変わりないというふうに考えているところでございます。

○瀬谷英行君 現時点においてその必要性といふもの必要性は変わらないということを言わされましたんだけれども、今度は大臣にお聞きします。

現時点においてその必要性といふものを法務大臣としてはあるといふふうにお考えになるのか、

あるいは具体的にどういう点についてあるとお考えになるのか、お聞きしたいと思

います。

○國務大臣(田原隆君) 私も、同一人を確認する手段が必要としたら、指紋が今までの経験上と申しますか何というか、例えば検査などにおいて指

紋をとることが一番同一人の確認の簡単な手段であり正確な手段であるというふうに聞いております。

○瀬谷英行君 そんなことを言うなら日本人全部の指紋とれば一番犯罪捜査上は便利だといふことになつてしまつ。在日朝鮮人とか台湾人とかをサービスしま

す。私もそのとおりだと考えております。

○政府委員(高橋雅二君) そななことを言つてゐるといふことは現実の問題なんですよ。

つきましては指紋押捺にかわる新しい制度を設けることといたしまして、外国人登録法の一部を改正する法律案を提出したところでございます。

この法律案の考え方の新しいシステムと申しますのは、鮮明な写真と署名、それから一定の家族事項を登録していくことによって指紋にかえ

るということでございます。それにつきましては、日本社会に定着性の強い永住者、特別永住者、今先生おつしやいましたわゆる在日韓国人とか

そういう方々でございますが、そういう方々には有効であると。しかし、定着性が認められない方々については、やはり今申しましたように、この指紋押捺制度を適用していくということでございます。

○瀬谷英行君 定着性が認められるとか認められないとかいうお話をありましたけれども、もう国際化時代でもつていろんな人が最近は日本に入つてくるようになつたんです。昔は外国人といふと英語を使う人、英語が通用する人といふうに大体限られていました。近ごろは外国人といつたつていろいろな人が入つてきておりますからね。

例えは、電車の中で最近はよく見かけるんですけれども、鼻が高くて面長で色が浅黒いという人がで英語は使つていない、こういう人が随分多くなりましたね。それから、東京周辺だって、国籍がわからないんです。我々には、どこの国の人だか。それから、女人だつて、ついこの間も私は駅でチラシをもらつたんですね。何のチラシだと思つたら、何かクラブだかキヤバレーだかのチラシなんです。フィリピンの女性が皆さんをサービスしま

すといふようなことが書いてある。それで、あんなほどの人はフィリピンかなと。要するに小柄で丸顔の女性が今度は駅でチラシをまいています。車内では面長で鼻の高い外国人がたくさん乗つておられる。自然国籍がわからないんですね。

一体この人たちは何の目的で日本に来て何をやつて生活しているんだろうか、見当がつかないといふことがあるんです。そういう人たちがふえていくといふことは現実の問題なんですよ。

そうすると、その人たちもちゃんと指紋をとつてゐるんですか。

○政府委員(高橋雅二君) 我が国に在留する人たちで外国人登録をしなければならない人は、九十日を超えて三ヶ月以上滞在する人たちでございま

すが、指紋の押捺を求められている人たちは一年以上滞在する人たちでございます。したがいまして、観光とかそういう目的で短期の滞在の人たちからは指紋もとつておりますし、外国人登録の必要もございません。

○瀬谷英行君 観光ビザで来てずっと長く滞在するというケースも多いよう聞いています。

○國務大臣(田原隆君) 今度は大臣にお聞きします。

あるとすれば具体的にどういう点についてあるとお考えになるのか、お聞きしたいと思

います。

○瀬谷英行君 定着性が認められるとか認められないとかいうお話をありましたけれども、もう

国際化時代でもつていろんな人が最近は日本に入つてくるようになつたんです。昔は外国人といふと英語を使う人、英語が通用する人といふうに大体限られていました。近ごろは外国人といつたつていろいろな人が入つてきておりますからね。

例えは、電車の中で最近はよく見かけるんですけれども、鼻が高くて面長で色が浅黒いという人がで英語は使つていない、こういう人が随分多くなりましたね。それから、東京周辺だって、国籍がわからぬんです。我々には、どこの国の人だか。それから、女人だつて、ついこの間も私は駅でチラシをもらつたんですね。何のチラシだと思つたら、何かクラブだかキヤバレーだかのチラシなん

です。フィリピンの女性が皆さんをサービスしま

すといふようなことが書いてある。それで、あんなほどの人はフィリピンかなと。要するに小柄で丸顔の女性が今度は駅でチラシをまいています。車内では面長で鼻の高い外国人がたくさん乗つておられる。自然国籍がわからないんですね。

一体この人たちは何の目的で日本に来て何をやつて生活しているんだろうか、見当がつかないといふことがあるんです。そういう人たちがふえていくといふことは現実の問題なんですよ。

○瀬谷英行君 新しい方法があるんなら指紋といふふうな古めかしいやり方をいつまでも存続させ

ておく必要はないかという気がするんですよ。

特に、これは在日の朝鮮・韓国の人たちからも強

いをなさない。何かこれには形無形の差別をしていいような感じがしないでもない。だから、な
くとも済む問題、必要のない問題をいつまでも存
続をすることはどうかという気がするんですね。
こういう問題についてはやはり大臣が決断を
して、そしてこれは要らないというふうに認め
られるものはやめてしまうということの方がいい
だろうという気がするんですね。

これは、役人は従来の法律にしがみつくという

よく今でも犯罪事件があると警察官が一生懸命に指紋をとっている写真がニュースなんかで出てきますけれども、あれをとつて、いろいろと照合をするなんというのは大変なことだと思いますよ。瓦真の方があつぱり手つ取り早いのですから。だから、古い制度というものは、私は指紋なんといふのは、これは昔からの制度だらうと思うんですね。今のよう署名なんということまで考えつかない時代のことじやないかという気もするんですけど、それを考えるならば指紋にこだわるといふのはもう既に時代おくれだ、こういう気がいたします。したがつて、時代おくれであると判断をして以上は廃止の方向に向かうということの方がいい

いという気がするんですけれども、私の今言つたことについての大臣の見解はどのようなものかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田原隆君) 今先生のおっしゃったことも一つの見識であり、御立派な意見であろうからと思ひますが、私は、人を特定するのに一番簡単で一番正確で一番確実な方法はやはり指紋であると思ふます。

ます。

とにかく美しいことでないし、感情問題なんていつたってたかが知れているし、結婚をして昔の名前で——昔の名前で出ていますなんていう歌もあつたですね。こんなことはこだわることじゃないと、いうふうに思います。

そこで、どうもいろいろ古いしきたりやら何やらにこだわっておられるようなので、古いしきたり

たりといいますか、感覚がもう既に昔と今じや違つておるという問題についてちょっと触れてみたいと思うんですが、少年法なんですよね。少年法というのは、この法律の二条でもつて二十歳に満たない者を少年だといふんですね。二十歳を超えるというと成人だと。これなんか現実に合わないという気がしませんか。少年というのは、

どうとうとう二等車であります。

大正十二年九月

○瀬谷英行君 指紋が一番いいと言つけれども近ごろテレビの犯罪物がよく出でますが、気のきいたやつは手袋をはめてやりますよ。手袋をはめるというと指紋が残らないんです。顔は年が

年じゅう覆面して歩くわけにはいかないですか
ら、これは。そうすると、どっちの方がやりやすい
かというと、やっぱり写真の方が判定しやすいで
す。うところで区切っているというのは非現実的だと
いうふうに私は思うんですが、その点はどうです
か。

○政府委員(濱邦久君) 若干法律論も含めて具体的な問題になるかと思いますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。
委員おっしゃいましたように、現行の少年法は二十歳未満を少年としているわけでございまして、この点だけはもちろんございませんけれども、少年法改正の問題につきましては、今、委員御指摘の点を含めましていろいろな御意見があることは仰せのとおりでございます。

古いしきたりというものは私は改めていいで、やめた方がいい、やめても構わないというものはほとんどやめしていくことを希望したいと思います。それから、非常に二七五年は各半一年を二十七ヶ月としまして、これがも委員もう十分御存じのとおり、少年法の改正につきましては昭和五十二年六月の法制審議会の答申を受けまして、関係機関等との意見の調整を続けてきたところでございます。ただ、その間で二三回手を貸す形でござります。

とにかく、なんとか美しいことでもないし、感情問題なんていつたってたがが知れているし、結婚をして昔の名前で——昔の名前で出ていますなんてう歌もあつたですね。こんなことはこだわることじやないと、いうふうに思います。

そこで、どうもいろいろと古いしきたりやら何やらにこだわっておられるようなので、古いしきたりといいますか、感覚がもう既に昔と今じや違つておるという問題についてちょっと触れてみたいと思うんですが、少年法なんですよね。

さいまして、できるだけその改正の方向を決めるに当たっては大方の合意を得てこれを実現することが望ましいということも申しますでもないところでおざいまして、この具体的な改正の問題点等につきましてもお尋ねがございましたら、また後ほどお時間があれば御説明させていただきます。

いずれにいたしましても、各般の御意見についても十分な考慮を払いながら検討を今後とも進めでまいりたいというふうに考えておるのが実情でございます。

○瀬谷実行君 この法律制定のころだって、既に二十歳でもって区切るということについてはいろいろ意見があつたんじないかという気がするんですけれども、最近の犯罪の中で十九歳でもって合わないという気がしませんか。少年というのは、十歳に満たない者を少年だといんですね。二十歳を超えるというと成人だと。これなんか現実に合わないという気がしませんか。少年というのは、

殺人、強盗、放火、こんなことをやつてているのが出でます。しかも全く例の少ないことじやない。結構この十九歳だの十八歳だのという未成年の者で犯罪の点では一人前以上のことをやつてているんです。こういうのが少年法の適用だなんというのはばかばかしい話だという気がするんですよ。だから、そういう社会全般の事例を考えてみた場合、未成年者というのは悪いことをしないといふに決まっていて、事実そうならば話は別だけれども、今のようにこんな法律の存在の有無にかかわらず悪いことをするやつはどんどん悪いことをするというふうになつたら、少年法自体の年齢制限というのは妥当であるかどうかということを検討してもいい時期ではないかという気がいたしますが、その点はどうですか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お触れになりました少年犯罪が凶悪化しているのではないかという御指摘でございます。

この点も含めまして少年非行の動向を全体的に見てみました場合に、一つは凶悪犯の全体的な動向はどうかということを見てみると、これは昭和四十一年以降五十三年ころまで激減いたしまして、以後多少の増減はあるものの、全体としましては減少傾向にある。平成二年の検査人

員は、数字で申しますと千百九十四人ということで前年に比べまして百八十九人の減少となつておるわけでございまして、必ずしも少年犯罪が凶悪化の傾向にあるというふうには言えないと思うわけでございます。

ただ、委員御指摘のように、最近の少年犯罪の中には短絡的に犯行に及んでるいはその手段、方法が極めて残虐であるというような事案も見られるることは、もうおつしやるとおりでござります。それとも一つは、少年犯罪の若年化と申しますか、低年齢化という傾向もこれは依然として続いているといふような状況にあるわけでござります。したがいまして、先ほど申しましたように、少年法改正について法制審議会の御答申を受けた時点に比べますと、少年犯罪、少年非行の動

向がかなり変わつてきているということは事実でございます。

さ

した

よ

う

な

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

ん

で

す

。

さ

の

事

件

で

あ

る

と

思

う

いくというのはいかがなものかと思うので、慎重審議、やはり大方の意見をまとめて世の中のコンセンサスを得て変えるべきではないかなと私自身考える次第であります。

○瀬谷英行君 私は、最近の未成年者のいろいろな凶悪犯罪、未成年者どころかもう小学生、中学生といったような、こういう連中の犯罪といったようなことが、昔はかつて聞いたこともないようないことなんですよ。中学生とか高校生ぐらいの年齢の者がこういう悪いことをするということは、最近はそういうのが続発をしているという事例から考るならば、法律が悪事の防波堤になつちゃいかぬ、こういう気がするんですよ。おれはまだ悪いことをやつたって少年法の範囲内だとうようなことで、悪いことをしてもこの法律がある以上は多少は大目に見てもらえるといったような意識を持たしたらかえってよくないとと思う。

そういう意味で私は、少年法についても現実的にどうしたらいかということ。これはもう法律だけでは解決のできない問題ですね、少年非行などいうことは、法務省だけの仕事じゃ間に合わないことは間違いないですよ。それだけに社会問題として一体どうすべきかということは真剣に考えるべきだという気がいたします。その意味で私は、法務省だけで解決できることじゃないから、それなりに政治的にいかにすべきかということを考えるべきだ、それが政治家の仕事じゃないかという気がするんです。

それから、社会一般の現象からすると、そういう少年犯罪のほかに、今もちょっと大臣も触れられましたけれども、最近の凶悪犯罪からどうしたら善良な一般市民を巻き添えにしないようにできるかということを考慮する必要があると思うんですけど、その点はどうですか。

○政府委員(浜邦久君) まず、前段でお触れになりました少年犯罪対策につきましては、委員もおつしやいましたとおり、これは刑罰法令のみによつてよく対応し得るものでないことはおつしやるとおりでございまして、家庭内教育あるいは学

校教育、社会環境、マスコミのあり方等に深くかかわっておるわけでございまして、これらの面からの総合的対策が講じられるべきであるというることは全く同意でございます。少年法の改正の問題につきましても、委員から今お話しのありました貴重なお考へを支えとさせていただきまして、今後十分検討させていただきたいと思つております。

それから、後段でお触れになられました精神障害者の犯罪についてでございますが、これも委員御案内のとおり、我が国におきましては刑法三十九条一項の心神喪失者に該当するときには責任能ががないということで処罰されないこととなつてゐるわけでございます。

西欧諸国におきましても心神喪失者に該当するときには責任能力がないとして処罰されないこととなつてゐるようでございますけれども、たゞ諸外国の多くでは刑事责任を問うことのできない精神病院等の施設に強制収容するといいわゆる治療処分制度を採用しておるわけでございまして、その主な国としては、例えばドイツとかイギリス、オーストリア、イタリア、デンマーク等の諸国があるわけでございます。

我が国におきましても、これも委員十分御案内のとおり、昭和四十九年に発表されました改正刑法草案におきましては同様の保安処分、これはその後昭和五十六年に治療処分ということに変更しておりますけれども、この種の治療処分の導入を試みようとしているわけでございますが、いまだこの点につきましても大方の意見の御一致といふことが見られないので実現されていない状態でございます。

○瀬谷英行君 最後に、阿部代議士の問題についてちょっと聞いておきたいと思うんです。

共和、佐川事件というのは非常に大きな問題で、日本国じゅうのだれもがこの問題についてもつぶらない人はいなくなっています。一体どこに原

因があるのかといったようなことがいつまでも雲の上の出来事として隠されていてはいけないと思うんですね。

それで、阿部代議士の証人問題について、これは刑事訴訟法の条項で一体何条に該当するのか。ともかく保釈をされるということは問題なんです。五千萬だあるいは億の金を出して芸能人が保釈で出てきたという例がありますけれども、一般の人にとってみては保釈金を五千万だの一億だのいうものは出せるものじやないです。そういう金が出せる人が保釈によってのうのうとしばへ出てくるということだけでも国民には納得しがたいものがある。だけれども、出てきた以上は、外国へ行つたり遊びに行つたりするわけにいかないんだから。かといって阿部さんの場合は登院をして国会の審議に参画しておるわけでもないんですからね。家でもつて暇をもつてあましているだろうと思うんです。それならば、証人喚問に応じて事の真相を明らかにするということをやつてもらつたつていいじやないかという気がします。

これは裁判所任せでいいという問題じゃないでしよう。こういう問題についてやはりはつきりさせなきゃいかぬ。一番肝心のかぎを握っている人がいつまでも世間の目に触れないようにされているという状況は不自然だと思いませんか。こういう場合には、与野党同じように罪をなすりつけておいた方がいいというようないろいろな思惑があるかどうかわかりませんけれども、野党の中にだれが何百万もったの何だのかんだのこんな話が出てきます。しかし、この職務権限といいものは全然違うんですからね。何百万の話と何億あるいは何十億、何千億の金の動きとは全然性格が違います。

先般の宮城県の補欠選挙で萩野さんが当選されました。この選挙についても自民党の方は、これはやっぱり共和、佐川事件が影響したなんといふようなことを言つている人はおりますよ。それまで承知の上であつたと思いますし、もし国政調査権を発動されてこうしなさいと言われば喜んでするという姿勢の上で御説明に上がつておられますから人権の問題が起るというようなことがあります。

しかし、国政調査権が優先するというのはあくまで承認の上であつたと思ひますし、もし国政調査権を発動されてこうしなさいと言われば喜んでするという姿勢の上で御説明に上がつておられますから人権の問題が起るというようなことがあります。

○瀬谷英行君 事務的な気持ちでやつたぶりをしてしゃる意味はわからないことはないのですけれども、事務当局がとつた態度も真摯な気持ちからやつたというふうに判断しております。

○瀬谷英行君 事務的な気持ちでやつたぶりをしてから見れば、これはもう舟の大魚を保護してしまつたとか何だとかんだとかいう、こんなのはメダカかドジョウみたいなものですよね。メダカをさらつたりドジョウをくいをやつて、鯉の方に

で待機しておるだけということはどうあっても納得しがたい。法務省の方が証人喚問なんていうのは言わないでもらいたいという意味のことをいろいろと運動いたしますが、これこそ法務大臣としても、やはりまごまごすると指揮権発動を考えているんじゃないことを言われないように対応する必要があると私は思ふんです。大臣の見解をお伺いしたいと思います。

そこで、阿部代議士の証人問題について、これにつきましては、事務当局が本来の公判維持といふものを感じて考えて、そのときに裁判官に予断を与えるとか、あるいは被告人であつてもまだ推定の状態でありますから、起訴された状態でありますから人権の問題が起るというようなことを思つております。

しかしながら、純粹な気持ちでまじめに御説明に上がり陳述を申し上げたというのが実情だというふうに私は思つております。

○瀬谷英行君 事務的な気持ちでやつたぶりをしてしゃる意味はわからないことはないのですけれども、事務当局がとつた態度も真摯な気持ちからやつたというふうに判断しております。

○瀬谷英行君 事務的な気持ちでやつたぶりをしてから見れば、これはもう舟の大魚を保護してしまつたとか何だとかんだとかいう、こんなのはメダカかドジョウみたいなものですよね。メダカをさらつたりドジョウをくいをやつて、鯉の方に

手を触れないようになりますというようなことは間違
いだと私は思うんですよ。国民はそういう間違
をやっているなという認識をすれば選挙のときに
厳しい審判を下すんですね。単なる法律論でもつて
ごまかしがつく問題じゃないと思います。

一体
開事調証法の第何条
と云うところであつて
もつて阿部さんの証人喚問といったようなことは
伏せておきたいというのか、それらのことについて
てもお聞きしたいと思いますけれども、まあ時間
も時間ですから同僚議員にあとは譲ることにいた
しまして、その点についてもう一度大臣の見解を
お伺いして、私の質問を終わります。

れましたけれども、そんなことはございません。
それから、私は姿勢として、検察に不当な制約
を加えて検察が正しい動きができるないようなことを
を今日までしたこともないし、今後もそういうことは考
とは考えておりませんが、このたび言われておる
ような事柄に対しましては、これは先ほど私が申
したのが実情でございまして、御理解いただきた
いたい。

ただし、時間が少なくて、手分けして同時に数
カ所へ行ったということと目立った感じがしたかも
りせませんが、私は後で報告を受けて、なるほど
どな、捜査というものはそういうものだろう、公
判維持というものはそういうものだろうなと思つ
た次第であります。

○委員長(鶴岡洋君) 午前の質疑はこの程度にと
どめ、午後一時まで休憩いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 午後一時一分開会
　　ただいまから法務委員会を開く
　　再開いたします。
　　休憩前に引き続き、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行います。
　　質疑のある方は順次御發言願います。

○北村哲男君 私は、先般の法務大臣所信表明に對して順次聞いていく予定でございますが、その前に二点だけ法務大臣並びに関係の方々にお伺いしたいことがございます。一つは死刑廃止の問題、二つは先般から問題になつております阿部証人喚問の問題でござります。

まず、死刑廃止の問題について法務大臣の考え方をお聞きしたのですが、先般フランスの元法相のバダンテール氏が来日され、七日には日比谷公会堂における死刑廃止条約の批准を求めるフォーラムで、フランスにおける死刑廃止の経験を紹介されたと聞いております。フランスでは既に十一年前、当時の国民世論の反対をあえて抑えて一九八一年に死刑の廃止をしております。今や先進民主主義国では、死刑を存置しておる国はアメリカの一部の州、十三州と聞いておりますけれども、十三州と日本だけだとも言われております。世界的に見ても約半数の八十カ国は既に死刑廃止に踏み切つておるといいますし、また国連総会でも死刑廃止条約を採択され、昨年七月に発効しております。今また日本でも、国連の死刑廃止条約の批准を求めて死刑制度を廃止する世論は高まっていくと思います。

また、さきの法務大臣であられた左藤氏も、個人的思想、信条の問題に基づくとは言われながらも、死刑の執行はその在任中一回もされなかつたということです。そして、二二二二年以上、これは日本の近代刑史史上初めての長期間と言われる長い間、死刑の執行が行われておりません。

そこで、法務大臣に對して大臣のお考えを聞くとともに、死刑廃止または死刑問題について何らかの国民的コンセンサスを得るような方策をとるおつもりであるかどうか、またどうおられるかどうかをお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(田原隆君) ただいま非常にそつけないお言葉

でございますが、それは大臣にまた聞ければ結構でございます。

現在二年間も死刑執行していらないという状態であります。今現在、死刑執行判決が確定をして、死刑を待つばかりという言葉はおかしいかもしませんが、法務大臣の執行許可ですか、でもあればすぐでも執行できる人はどのくらいいるのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員のお尋ねは、死刑の判決が確定して未執行の者の数についてのお尋ねと理解いたしましたが、昨年末現在で五十一名でございます。

○北村哲男君 そのうちに、冤罪の主張等あるいはそのほかの理由で再審請求などをして争つておられる人はどのくらいおられるのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 死刑未執行者のうち、現在再審の請求をしている者の数は、昨年末現在で九名でございます。

○北村哲男君 わかりました。

それから、五十名、九名を除くにされても、死刑執行の順序と申しますか、これは例えば年齢順とか、あるいは犯罪確定の日が古い者順とか、あるいは冤罪を争つてある、あるいは別の理由で何かをしておる、確定後ですけれども、そういう人たちを含めて五十名の人たちにもしするとすると、どういう順序でおやりになるのが法務省のいわゆる習慣というか、あるいは実務なんでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねの点につきましてはちょっととお答えはいたしかねるわけでござりますけれども、ただ死刑の執行、死刑が確定いたしましてから死刑執行命令が出るまでにどのような手続がとられているかということを御説明申し上げて御理解をいただくよりはかないと思うのでござりますが、死刑の判決が確定いたしまして、関係検察官の長からの死刑執行に関する上申を待つて確定記録を取り寄せます。それで、省内関係各部局をして判決あるいは確定記録の内容を十分精査いたしまして、また必要に応じてこの記録をみずから精読する等の方法によりまして、刑

の執行停止、再審、非常上告の事由あるいは恩赦を相当とする情状の有無等につきまして慎重に検討して、これらの事由ないし情状が存在しないことが確認された場合に初めて死刑執行命令を発するという手順になつてゐるわけでござります。なお、検討の過程におきまして再審の申し立てあるいは恩赦の出願等がなされている場合には、それらの当否につきまして十分勘案するということは申すまでもないことでございます。したがいまして、先ほど死刑確定者の死刑執行の順序等についてお尋ねでございますけれども、これは例えばその確定者から再審の請求が出ていた場合とか、あるいは恩赦の出願がある場合とか、いろんな事情もござりますし、これは一概には申せないわけでございます。

○北村哲男君 大体今のことから私ども何とか理解したいと思います。

死刑制度につきましては、一舉に死刑制度を廃止するということもありますし、あるいは現状のように執行停止をしてしばらく世論を見定めるというふうな方法もあると思うのですけれども、そういう形の何らかの、先ほどちょっと申しましたが、今せつかくここ二年間も死刑の執行がなされていないという状態を踏まえて、今ここで国民の世論、しかも世論といつても単に感情ではなくて、死刑に対するいわゆる法的世論という言葉も必ずしも正確じゃないかもしませんが、果たしてそれが法律として正義かどうかという、いわゆる世論を正確にはかるような形の研究、あるいは法制審議会にかけて一回真剣に検討するというような方法、あるいはそういう準備というものはないでしようか。

○政府委員(濱邦久君) 今の委員のお尋ねは、一番最初に委員からお話をございました世界の死刑存廃についての流れを踏まえてのお尋ねだと思うわけでございます。

この死刑存廃の問題につきましては、国民世論の動向に十分注意を払いながら、國家社会における正義の維持等、種々の観點から慎重に検討しな

ければならないことであることはもう改めて申し上げるまでもないわけでございますが、世論調査によりましても、日本の国民の大多数は、極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することは正当であるというふうに考えており、しかも死刑に凶悪犯を抑制する特別の効果があるというふうに信じているというふうに思われるわけでござります。また、現に重大、凶悪事犯がなお後を絶にならぬことを考えますと、死刑制度を廃止した国があるといたしましても、我が国におきましては死刑制度を廃止することは適当でないというふうに考えているわけでございまして、先ほど大臣が現在検討していないというふうにお答えになられたのもそういう趣旨でお答えになられたものと思うわけでござります。

今、委員御指摘になられました死刑執行を一時停止して死刑制度存廃の論議をするのも一つの方法ではないかというお尋ねでござりますけれども、我が国におきましては、今申しましたように、現在お大半の国民は極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することは正当であるというふうに考えておると思われるわけでござりますし、また、現実に凶悪、重大犯罪が後を絶たない、こういう現状にかんがみますと、裁判で死刑が確定した者につきましてはその執行を停止すべき状況はないのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○北村哲男君 今のお話もある程度わかるのですが、今、日本国民の大多数が死刑存廃に賛成といふふうなお答えがありましたが、私はそのことについては異論がござります。必ずしもどういうやり方で調査をされたかは知りませんが、大多数ということが、ほとんどという意味なのか、半数をちょっと超えたという意味なのか、その辺も問題であろうかと思います。これは一つの確かに資料もありますけれども、その資料のとり方については、いわゆる冤罪があつたことについて知られてないとか、あるいは凶悪犯罪があつた直後に世論調査をしたという問題があつたので、あえ

てそれについて云々申しません。

しかし、一つだけ。フランスが廃止したときには、世論は反対であったと、六二%は反対であつたけれども、ミッテラン大統領のもとに、先ほどこのバダンテール氏が法務大臣になったときには、世論は正義という名前で、國論が反対であつてもするのだという強い決意でやられたことを申し添えておきたいと思います。

最後に、法務大臣、さきの左藤法務大臣は死刑執行について一回も署名をされなかつたとおっしゃいますけれども、大臣のお考はいかがでしょうか。

○國務大臣(田原隆君) さきの左藤法務大臣のいろんな場所における答弁は、左藤大臣個人の問題でありますから、私がここで批評したりコメントしたりすることは差し控えるべきであろうと思っております。

私は、現在こういう法律制度があるし、国民世論が相当高いパーセンテージで支持しておるといっております。

私は、現在お大半の国民は死刑を犯した者に死刑を科することは正当であるというふうに考えておると思われるわけでござりますし、また、現実に凶悪、重大犯罪が後を絶たない、こういう現状にかんがみますと、裁判で死刑が確定した者につきましてはその執行を停止すべき状況はないのではないかというふうに考えておるわけでござります。

一方、おつしやるよう、国際的に死刑廃止の国があることも存じておりますが、しかし我が国には我が国の法があり、しかもこういう基本的な法が大臣一人の個人の考へで世論を引つ張つて、

世論に逆らつて後で世論を形成させるというようになります。

○北村哲男君 お答えはお答えとしましても、私は現在の制度を尊重しつつ進むしかないと考えており

うふうにお答えがござりましたけれども、私はそのことについては異論がござります。必ずしもどう

どもの強い希望としましては、せつかくここまで

維持ということにつきましてる述べおられま

す。

いわゆるバブルの破綻に伴つて大規模な事件が起つてゐるということを言つておられます。ところに欠けてゐる部分があると思うのです。ところに欠けてゐる部分があると思うのです。ところに欠けてゐる部分があると思うのです。

この中には政治家の犯罪が抜けています。これはバブル経済の破綻に伴つて、一番今国民が関心を持ち、そして新聞を毎日ぎわしているのは、これ

はまさに脱税の犯罪でも株式操作の犯罪でもなければ、公務員による漬職罪でもないと思うのです。

政治家の犯罪こそが今国民に問わている問題だと思いますのですけれども、そういうことで、まず大臣に、今問題になつてゐる政治家の犯罪に対しても、法務大臣として、あるいは法務当局として、どういうお考へを持って対処をしようとしておられるのかお伺いしたいと存ります。

○國務大臣(田原隆君) 今訴訟されております阿部さんの問題を中心にして考へてみると、まことに遺憾なことだと思いますが、私の所信の中に政治家がないというのは、公務員という中にひつくるめて考へておつたものですから御容赦を願いたいと思いますが、やはり国民の信頼を受けて出てきた我々でありますから、誤解を招いたり、あるいはこういう漬職になるようなことはよく頭の中で考へれば大体わかる筋合いのものですから気をつけなければならぬ、こういうふうに考へておられます。

○國務大臣(田原隆君) お考へをもとに、私は國政調査権と、その一環として行われる証人喚問に対するどのような考え方を持つておられるのか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田原隆君) 私は、民主主義の一つの典型的なパターンとして三権分立というものは皆さんはよく知っていることだと思いますが、國政調査権と、その一環として行われる証人喚問に対するものが一番優先するものであると思います。

したがいまして、喚問問題でいろいろありましたが、喚問問題を行政側で論ずることもそれは当然可能でありますから、行政の実務屋として、事務屋として当然いろんなことを論ずるでありますよ

うが、國政調査権を無視して論じてはいるのじゃなくて、國政調査権が国会がお決めになつて発動されればそれは尊重するという前提のもとにやつてきたものと考えております。

○北村哲男君 どなたか法律の専門家の御意見として、國政調査権と刑事司法との関係、その中の証人喚問との、いわゆる証人喚問と言いますが

ういうふうにとつておられますけれども、そういうふうによつておられますけれども、そういうふうにも大きな問題として挙げられて、それに

對する法務省當局が毅然とした態度、検察官はそん政治家も公務員ではありますけれども、政治家の犯罪をこういう中に特に入れられるというよりも、やはり大きな問題として挙げられて、それに

うものも大きな特徴であろうと思ひますし、それが一つ所信表明の中であらわれてしかるべきだと

思ひます。

そして、それに関連して聞くのですけれども、そのことにつきましてる述べおられました。國政調査権の権能、これは私ども最大限に尊重す

べき事柄であるというふうに思つておりますし、国会が国政調査権の行使として、例えばどなたを証人として喚問されるか、あるいは参考人として招致されるかということをお決めになられることは、これはもう国会が独自の御良識に基づかれた御判断でお決めにならることでござりますから、ほかの行政府あるいは司法府の者とかやかく言うべき事柄ではないということは、もう異論がないところでございます。したがいまして、繰り返すようでございますが、どなたを国会に証人として喚問されるか、あるいは参考人として招致されるかどうかということは国会が国会の御良識で御判断されることでございまして、その御判断に対する私どももこれを尊重して従わなければならぬということはもう当然のこととござります。

ただ、一つだけ正確に御理解いただきたいと思ひますので御説明申し上げるわけでございますが、先ほど委員から御指摘のありました証人喚問の問題について、法務省の方でやったことについてのお話がございましたので一言御説明させていただくわけでございますが、これは要するに裁判係属中の刑事被告人を証人として喚問するという問題につきましては、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮いただきたいということを御説明したいということで御説明に上がつたつもりでございます。したがいまして、最終的に国会がどなたを証人喚問されるかどうか、あるいは参考人として招致されるかどうかということは、もう国会が御良識で御判断されることでございますし、そういう御判断につきましては、私どももこれを尊重して従わなければならない、こういうふうに考えておられるわけでございます。

○北村哲男君 二つ問題がござります。

一つは、刑事被告人あるいは被疑者を証人として呼ぶかどうかという問題については、取り調べ中に勾留されている人を国会に引っ張つてくる、これは確かに司法権あるいは検査と抵触するので自肅しなくてはいけない。しかし、保釈されて自

由の身になっている場合は、これは自由に呼んでいいもので、そういうふうな差はあっていいのを、ただ刑事被告人は云々と。公判係属中に被生人として出廷している、裁判の取り調べがあるときにそれと抵触する形で強制的に呼んでくる、これはまずいと思うのですけれども、そういうものと今裁判が始まると前に自由になつていてる身の者を呼ぶということについて、刑事被告人一般という形でそれをひつくるめてよくないよといふ形の、いわば陳情なら陳情でも結構ですけれども、そういう意見を吐かれるのはどうかと思う点が一

印象を当該刑事被告人のみならず国民一般に与えようとするおそれがあるのではないかという点から司法の公正に対する国民の信頼あるいは司法の公正自体に対する信頼を損なうおそれが出でてくるのではないかということがあつた。

いうことを御説明させていただきたかったわけですが、ごさいます。

それから、本来刑事被告人といふのは法廷で、司法の場で裁判を受ける場合には、もうこれも委員御案内のとおり、黙秘権という広い形の保障がなされているわけでござりますけれども、国会の場で証人として喚問されることになりますと、刑事被告人の権利に対して侵害が及ぶおそれも場合によってはあるのではないか。もう少し詳しく申

られますが、実際そのほかの新聞によりますと、法務省は陳情だといって被告人の阿部氏を喚問しないでくれと直接言つた、あるいは直接名指しで、今出席しておられませんが、則定官房長は、政治家の喚問は前例がないと言つたというふうに新聞に当時報道されておりますが、それは本当でようか。直接、阿部さんを呼ばないでくれ、あるいは

しますと、法廷ではかなり広い範囲で黙秘権の形で被告人に認められております権利が、やはり事実上制約されることになつてしまつのではないかという観点から、裁判係属中の刑事被告人を国会で証人として喚問されるについてはそういう意味の問題があるのではないか。

整理して申し上げますと、要するに、司法の公正あるいは司法の公正に対する信頼の問題と、そ

○政府委員(濱邦久君) 今、委員問題にしておられます法務省の幹部が国会の委員の方々のところに御説明に上がったたどいいうのは、これは私のほかに数名の者がおるわけでございまして、今委員御指摘になられた則定官房長もそのうちの一人でございます。

これから刑事被告人の人权保障上の問題という面から問題があるのでないかということを申し上げて、いるわけでございまして、そういう意味でこれは保釈になつてゐるかなつてはいなかにかかわらず、裁判官属中の刑事被告人一般について申し上げられることだらうと思いますし、従来も国政調査権と刑事被告人の証人喚問の問題について論じられてきております事柄は、今申し上げたような経緯でございます。

ただ、私ども寄り寄り協議いたしましたのは、今申しましたように、現に裁判係属中の刑事被告人を証人として喚問される場合には、先ほど来申し上げておりますように、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮された上で御判断いただきたいたいという形で御説明に上がつたということをございます。

それから、先ほど後段で委員お触れになりました時期の問題でござりますけれども、これは阿部被告人だけにもちろん限りませんが、要するに刑事被告人を証人として喚問されるという問題が論じられていてるという時期でございましたので、先

確かに、当時は阿部さんとそれから森口さん、二人おられるのですけれども、しかしこれはいつですか、二月十三日の毎日によりますと、「また、則定官房長は同日夕、民社党的神田国対委員長、中野予算委理事にも、「政治家の刑事波告人奥間は

ほど申しましたように、最終的にはもちろん国会が御判断されることでござりますけれども、その国会が御判断されるについて、今申しました刑事被告人を証人として喚問されることの問題について十分御考慮の上、ひとつ御判断いただきたいと

前例がない」と述べたという」というふうに書いてあります。これはまさに、政治家はいかぬ、政治家は勘弁してくれと。あるいは別のところでも、阿部さんの証人喚問は勘弁してくれと直接言つておられるじやありませんか。これはまさに、政治

家だからだめだということに受け取らざるを得ないとと思うのですけれども、その辺はいかがなんですか。

また事実それは、則定さんはまあおられないから直接聞くわけにいきませんが、あなた方が理解している限りでは、則定さんがそう言つたかどうかということをはつきりしてください。

○政府委員(濱邦久君) 則定官房長が実際にどういう言葉でおっしゃったかということは、私その現場におりませんからわかりませんけれども、ただこういうことは申し上げられると思つんです。

当時、刑事被告人として起訴されておりましたのは阿部文男議員とそれから森口五郎の両名がそれぞれ受託収賄罪及び贈賄罪の被告人として公判請求され、刑事被告人といふ立場にあつたはずでございます。したがいまして、私どもの方はどんなたをということではなくしに、刑事被告人を証人喚問する問題について御説明に上がつたというふうに理解しているわけでございます。

○北村哲男君 現実に法務省当局で直接行かれた方、そして、どこに行つたかをはつきり言つてください。どこのたれのところに行かれたのか、お名前並びに場所。

○政府委員(濱邦久君) ちょっと私、必ずしも正確でないかもしれません、私の記憶に誤りがないければ次のとおりだと思います。

私が参りましたのは、公明党の国対委員長さんのところ、それから公明党的予算委員会の筆頭理事をしておられる方、これはもちろん全部衆議院でございますが、それから社会党的予算委員会の理事をしておられる方のところに、これは私が参りましたので間違ひございません。そのほか、ちょっとと正確でございませんが、社会党的国対委員の方、それから民社党的国対委員の方と予算委員の方だと記憶いたしております。

○北村哲男君 法務省側で行かれた人の名前を挙げてください。

○政府委員(濱邦久君) どうも失礼しました。

法務省の方で御説明に参ったのは根来事務官、則定官房長、それから刑事局の但木刑事課長、それと私の四名のはずでございます。

○北村哲男君 この陳情と称するものは、この四名の方で協議をされたのでしょうか、あるいは言葉の中には、私たち東京地検の弁護士でもある

というふうなお話もあるようですが、東京地検との協議をされたのか、さらによく上司の方、上司といふのは大臣あるいは政務次官がいらっしゃいました。どういう方々と事前の協議をされて行かれたのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 協議いたしましたのは、今四名の間で協議したというか、むしろ非常に細くなりますが、根來次官と則定官房長と私は協議をして、刑事課長はさらにその意を受けて行つたということになりますか、という

ことになると思います。

それから、従来申し上げておりますように、そ

ういう御説明を申し上げるにつきましては検察当局の意向も踏まえてといふうに申し上げておりますけれども、これはもちろん御説明に回ることについて検察当局の者と協議をしたということは全くございません。

ただ、検察当局の意向を踏まえてと申しておりますけれども、これはもちろん御説明をしたことがあります、従来からこの点は、刑事被告人を証人喚問することについては御議論をいたしましたところ

ますのは、従来からこの点は、刑事被告人を証人喚問することについては御議論のあるところでございまして、先ほど来る申し上げておりますよ

うに、現在裁判係属中の刑事被告人を証人喚問する問題について、その刑事裁判にかかる持つておられる問題について、その刑事裁判にかかる意見を申し述べないこととしている」といわゆる一つの方針であるわけですよ、こういう言い方は単にしていかつたということじやなくて、「従来特に意見を申し述べないこととしている」というのは、やっぱりそれだけのけじめを持つてそういう

そのほかの参考人あるいは証人の方々が、鈴木さんあるいは塩崎さんが余りはつきり言われなかつたがゆえに証人喚問をしようとしているということは確かに思うのです。ですから、方々に政治家の前例がないとか、あるいは阿部さんをしないでくれと森口さんをしないでくれなんて言葉は出でませんよね、その資料を見ても。

それで、そういうことがいすれば、検察庁との間では以心伝心でも結構でしよう。あるいは、政府・与党との間でも別に意向があつたか直接言われたかは別にしましよう。しかし、こういふうなやり方が政治問題になることは、それをベテランの方でありますから事前にわかつたはずなんです。ただ済むわけはないと思われたと思うのです。それを大臣は確かに何度も、私知りませんでしたというふうに言われたのですけれどもね。政務次官がいらっしゃいますよね、法務省にも。その方にともにかく政治向き、いわゆる政府の関係者には何にも相談なしにやられたのか、その辺を確認しておきたいと思うのです。本当になかつたのか。

○政府委員(濱邦久君) 先ほどお答え申し上げましたように、事務当局で寄り寄り協議しただけのことです。前にもとにかく政治向き、いわゆる政府の関係者には何にも相談なしにやられたのか、その辺を確認しておきたいと思うのです。本当になかつたのか。

○政府委員(濱邦久君) したよに、事務当局で寄り寄り協議しただけのことです。

○北村哲男君 それから、報道されたいわゆる法務省のメモというのがあります。これがまた奇妙であつて、さる政党には行つているけれどもほかのところには行かないというもので、これも新聞紙上に全文が発表してあります。

この中に、「国会における証人喚問について、法務省、検察庁は、国会の良識を信頼して、従来特に意見を申し述べないこととしている」と、いわゆる一つの方針であるわけですよ、こういう言い方は単にしていかつたということじやなくて、「従来特に意見を申し述べないこととしている」というのは、やっぱりそれだけのけじめを持つてそういう

かがなんですか。それは御理解をいただきたいということでもう少し御説明申し上げますと、例えば過去におきましたが、法務当局が特に方針を変えたということではないと思うでございます。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねでございますが、法務当局が特に方針を変えたということではないと思うでございます。

それは御理解をいただきたいということでもう少し御説明申し上げますと、例えば過去におきましたが、法務当局が特に方針を変えたということではないと思うでございます。

○政府委員(濱邦久君) 喚問した例はありますけれども、今回おえでこれを行つた理由はどういうところにあるのですか。

しかも、方針を変えられたという点についてはい

○政府委員(浜邦久君) 先ほど私が答申し上げましたように、過去の事例としましても、刑事被告人を証人として喚問する問題が起こったときには、例えば法務当局はどう考えるかということを非公式に聞かれて御意見を申し上げたということはあつたと思うわけでございます。そういう意味で、もちろん今回は今、委員御指摘のように、聞きもしないのに法務当局の方から意見をというか説明に回つたじやないかという御指摘だと思いますが、そういうことであればその方法等について十分心しなければならないことであると、その影響の度合い等について気配りが足らなかつたといふ御指摘を受ければ、それはもう甘んじて受けなければならぬと思ひますけれども、特に今回までと違つたことをやるうことで御説明に伺つたつもりはないわけでございます。

これはもう一つ申し上げますと、国会の委員の方々に、法案の説明あるいはそのほかの案件、例えば具体的な事件の内容について説明を求められるとかというようなことで、あるいは先ほど申しました法案の説明等も含めまして委員の先生方の御協力をいただかなければならぬというときに、は、積極的に法務当局の方から御説明に伺つて御理解を得ようとする努力を従来もやつてきたともござりますし、そういう意味で一つの、陳情という言葉が適切かどうかわかりませんけれども、御説明に上がらせていただいたというつもりでおるわけでございます。

○北村哲男君 たくさん質問を用意しておったのですが、もう時間がわざかになりましたので、この問題について最後に若干伺つてやめたいと思います。

今も濱刑事局長が時期的に適當であったかどうかというお言葉を言われましたが、極めてますいことであつたことはもう当然だと私は思います。しかも私が、日ごろ余り大きい声も出ないのですけれども、これだけ言えるというのは、いわゆる私どもの後ろにいる国民が本当にやつぱり阿部さんを国会に呼んで聞きたかった、聞くべきだとい

うふうなものを感じるからこういうふうに長々と
言えるのであって、極めてまずい措置であつたと
思うのです。

ところで、大臣にお聞きしますが、二月二十六
日、衆議院の法務委員会で、小森さんという私ど
もの同僚議員がいるのですが、その方がこの問題
について言われたときに、「大臣はこういうふうに
答弁しておられます。法務省の実務者がまじめな
気持ちで陳情を行つたと思っていると」「ただ、妙
な誤解を受けたとしたら、進め方が適切でなかつ
たんではないかという感じであります」という答
弁をしておられます。与党の方々がどうかは私も
確かめたことはないのですけれども、全野党の人
たちはこぞつて、誤解が正解かはともかくとして、
もうひどい干渉をしたという評価をしているのは
事実であります。すると、この「進め方が適切で
なかつた」という評価は今でも変わらないと思う
ふうな問題ではなくて、やっぱりこの間多くの時
間を割いて問題にしているということは、これは
事実であります。この「進め方が適切で
なかつた」という評価は今でも変わらないと思う
のですけれども、大臣は同じようにここでも思つ
ておりますか。あるいは、先ほどの答弁を聞いて
いるところ、何が悪いというふうなことをちらちら
と感じるところがあるのですけれども、その辺に
ついては政治家としての大臣はどういうふうに考
えておられますか。

○国務大臣(田原隆君) 私は、時の大臣として後
から聞いてそうかというふうに答えただけであり
ましたが、実務者がまじめな気持ちで自分たちの
実務上の話をして回つた、しかし御存じのような
状況でありますから、その進め方が時間が短かつた
等の関係もあつたようであります。一齊にそ
ろつて行つてというような印象を与えたりしたそ
ういうやり方が余り上手ではなかつたのではないか
か、やはり実務的にじゅんじゅんと御説明申し上
げるのが筋ではなかつたかというふうに考えたり
しております。

ただ、あくまでもそのときに国政調査権は立法
府と行政府を監督する調査権として優先するとい

うことが前提で、検察といえども行政でありますから、院がお決めになつたらそれは何でもないのだという。そのとおりに従うのだということを前提にしてやつておりますから、私自身は別にそのときには奇異に感じたりはいたしませんでした。それがそのときの実感であります。

ただ後から振り返つて、小森先生の御質問にあつたように、そういう反響があるとしたら、やり方、進め方はもう少し事務的に誤解を招かないようやる方法があつたのではないかというふうに思つております。

○北村哲男君 もう一点 大臣は法務省に対する監督者として、あるいは最高の責任者として、多くの人たちが誤解をしているとすれば誤解を解き、その措置の不適切さに対してもうな善後策をとり、みずからどのような責任をとられ、あるいは実行行為者に対してどのような責任をとらせようとしておられるのか その点について最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田原隆君) 私は確かに最高責任者でございますが、大臣が議院内閣制でいるというのはやはり政治的判断をするということが主だらうと思いますが、これは実務的な判断のもとに行われたものであつて、その進め方に余り上手でなかつた点があつたとしてもそれをとがめる気はいたさないわけであります。ただ、今後はこういうことがないよう私自身も気をつけなければいけぬなと思っております。

しかし、私がこれに干渉してこうすることをさせたりそうしたりすることがあるとすればそれはもう困つたことであつて、やはり実務は実務でやつてもらわないと、いわゆるよく言われる指揮権云々の問題にもなるわけでござりますから、私は実務の問題は実務の問題としてそのまま進めいくのが至当ではないかと考えております。

○北村哲男君 今の問題については一応終えたいと思ひます。

次に、もうほんと時間がなくなりましたので、また後に聞く機会もあると思いますが、一点だけ、

裁判所が来ておられますので法務省も含めてお伺いしたいと思います。
法曹養成制度について所信では特に言つておられますが、それがどのように成果があつたのかと
いうことは、去年一回司法試験があつてその後どういうことがあるかといふこともあるのですが、
時間の関係で一つ、司法研修所は今湯島にあるんですが、そこでは大体五百人の修習生を対象とし
て施設があります。それだと新しい司法試験改正によつて数年のうちに九百人になるのでとても
が間に合わないということで練馬の方に移るといふ話があつたようなんですが、それが非常に練
馬区と国との間で交渉が難航しておるという記事もあります。また先般は、何かこれが地下鉄を通
すことによつてうまくいったのだだという話を新聞に載つております。
そういうことを含めて、司法研修所の移転問題がどのように進み、そして目的とする九四年には
完成をする予測を持つておられるかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。
○最高裁判所長官代理者(仁田陸郎君) 司法試験制度改革を機会にしまして司法研修所を現在地の湯島から別地に移転をして建てかえたい、そして私どもの研修の充実を図るということで今作業を進めておるところでございますけれども、移転先はキャンプ朝霞跡地の留保地の一部、和光市と今、委員御指摘の練馬区にまたがります六・五ヘクタールのところに移転をする予定でございます。
いろいろ今御指摘のような難航をいたしましたけれども、折しも今週の月曜日、三月九日の国有財産関東地方審議会におきまして司法研修所の敷地とすることが適当である旨の答申を得ました。
したがいまして、和光市及び練馬区の地元の御了解も得て研修所の移転計画は具体的に進むことになりましたので、その具体的な整備計画を今進めているところでございます。

舍、合宿舎を平成四年度、五年度の二ヵ年で工事を進めまして、平成六年四月には開所できるよう銳意作業を進めたい、このように考えておるところでございます。

ですか。

○北村哲男君 いろんな方々をお呼びしまして質問ができなくて申しわけありませんでした。私の持ち時間が大体来ましたのですが、あと一、三分ありますので一点だけ。

昨年の司法試験法の改正で從来より一百人、まあわざかでありますけれども合格者がふえたということであります。その第一回の司法試験法改正後の第一年目の成果といいますか、あるいは今までと変わった点と申しますか、あるいは将来の見通しといいますか、その点について今わかつている範囲のことと結構ですから御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(瀬崎恭生君) 今御指摘いただきまして、たように、平成三年の司法試験の合格者は六百五人ということになりました。平成二年の合格者は四百九十九人でございますので百六人増加したということです。ですが、これは先般の法改正を含む司法試験改革における法曹三者の合意、まず平成三年及び平成四年は百人程度増加させるといつ合意を踏まえまして、司法試験管理委員会及び司法試験審査委員会議の御理解を得て実現を見たものでございます。

成三年は二十八・六四歳でございまして、この卓においてはほとんど変化があらわれております

それから、御案内のとおり、平成七年までに行なう検証の関係で基準として位置づけられておりますのは、初めての受験から三年以内に合格した者、あるいは五年以内に合格した者の数の推移を見ますということになりますので、この点について

申し上げますと、三年以内の合格者の割合は、平成二年が一七・四%でございましたが、平成三年は二〇・八%ということで三・四㌽上昇しております。それから五年以内の合格者の割合は、平成二年が四〇・三%でありましたが、平成三年は四三・三%で、これも三%上昇しております。た

た この辺の割合というのは 実は過去においても年ごとに数%程度の出入りがあるものでございまますので、この三年以内の合格者、五年以内の合格者との増加が合計を約百人増加させたことによる効果であるかどうかなどということは、これはさもなくとも今後の推移を見なければ何とも申し上げられないことであらうと思つて参ります。

今後さらに、ことは百人程度、来年からは二百人程度の増加を予定しておりますので、その推移を検証という形で見守っていきたいと思っております。

○中野鉄造君 私は、前回の委員会で聽取いたしました法務大臣の所信に対し幾つかお尋ねいたします。

(委員長退席、理事北村哲男君着席)

既に冒頭から同僚委員の指摘もございましたが、先月十三日に法務省幹部が阿部文男衆議院議員の証人喚問に関して与野党議員に異例の陳情を行いましたことは、これは他院のこととはいえ、やっぱり看過すべき問題ではない、そうした極めて遺憾の意を抱いてお尋ねいたしますが、先ほどから言われているように、申し上げるまでもなく、国政調査権というのは憲法第六十二条で定められておりまして、証人の出頭及び証言について明文

化されております。
先ほど来大臣からも政府委員からもいろいろお答えがあつておりますし、御説明もあつております。

す。しかし、それはあくまでも法務省側の理論であつて、このようなときにこのよつ形でこういう陳情を行つたときに国民がどういうような感覚をするだろかというようなこと、国民感情といつような点についてお考えになつた上でなされた

○政府委員濱邦久君　先ほど北村委員の御質問の際にもお答え申し上げたつもりでございますが、刑事被告人を証人として喚問する問題につきましては、現に裁判進行中の係属中の公判の審理上の関係を十分御考慮いただいた上で国会において

いて御判断いただきたいということを御説明申上げたいと、一念で御説明に伺つたつもりでございます。

ただ、今、委員御指摘のように、その時期あるいは方法等について十分考慮を働かせるべきである、という御指摘につきましては、今後とも今、委員のう言葉ども十分ドメ、つづり、努力させて、ござります。

○中野鉄道君　国民の素朴な感情から申しますならば、どんなに職務に忠実であるがゆえの御説明をおいろいろいただきたいとしてみても、やはりこれ以上はもう弁解ごしか聞こえない。また、これだけ改
い、というふうに思つております。

治に対する不信感が強まっている中では、むしろ法務省もぐるではないか、そういう声さえ聞こえてくるくらいのときなんですから、したがって今回のは、これは余りにも国民感情というものを度外視した、無視した、極めて無神経で配慮に欠けておったということではなかつたかと私は思ひます。

改めてお尋ねいたしますが、今日なお、やはり自分たちのやつた今回の件についてはいささかも間違いはなかつたとお思いでしようか。

○政府委員(濱邦久君) 先ほど北村委員の御質問に対してお答え申し上げたときにも申し上げたつもりでございますが、私をも含めまして法務省の

職員が御説明に上がったその本意は、裁判係属中の刑事被告人を証人喚問されるについては、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮いただ

いた上で御判断いただきたいということを御説明したつもりでございまして、特定の証人を喚問するしないということについて御意見を申し上げたつもりは全くないわけでございます。

がつたことと自体は、先ほど来申し上げております
ように、国政調査権に口を挟もうとかいうような
気持ちは全くないことは御理解いただきたいと思
うわけでございまして、国会が国政調査権の行使
としてどなたを証人喚問されるとがあるのは参考
人として招致されるかというようなことをお決め

なるにつきましては、これは国会が国会の御専識で御判断されることでございまして、そういう御判断がありますれば私どもは当然それを尊重しなければならないということは、もうその当時も今も全く気持ちとしては変わりないわけでござります。

中里鉄也君 先ほどから申しておりますように、あなたの方の極めて職務に忠実なそういう思いの余りになされたということについてはよく私も理解できますけれども、何回も申し上げるようですが、こういうときだけに国民がどういうよう感じじるだろうかということをいまひとつ記憶に入れて、

ただきたかったということを重ねて申し上げて、
今回のことについてこれを今後のあれとして、
さらにこういうことについては慎重の上にも慎重を
期してひとつ当たっていただきたいということを
強く要望しておきます。

な情勢下での検察態勢の一層の整備充実にお触れになつておりますけれども、具体的にいろいろ御計画されていらっしゃることがあつたならばお聞かせいただきたいと思います。また、昨年司法試験法が改正されましたけれども、この平成四年度の検察官への官任希望状況がどのようになつてゐるのか、

その辺のところもお尋ねいたしました。

○國務大臣(田原隆君) 御質問の後段の司法試験のことにつきましては後ほど政府委員からお答えさせていただきますが、私が所信表明でこういうふうに申しましたのは、最近の犯罪情勢は從来以上に悪質化してきたりあるいは複雑多様化しております、そして交通通信の発達に伴いまして広域化してきておるというようなことを判断しまして、このような情勢に対応して適切な検察行政を構築するにはどうしたらいいかということが念頭にあつたわけあります。

それには人の問題、それから設備の問題あるいは予算の問題とかいろいろあります、それをもうちょっと細かく申しますと、慢性的な慢性的と言つたら怒られるかもしれません、非常に空席が今のところ定数の割にあります。こういう問題も頭に置きながら、人的、物的両面において一層充実したい。そういうことで、研修あるいは研究活動の充実、専門知識の涵養のための行動、それから検察の機動力を強化するということ、一層充実したい。そういうことで、研修あるいは設備その他の問題、それから検察事務がやはり旧態依然では効率が悪いということで、これの科学化あるいは効率化を図る。それから犯罪情報を、これから犯罪情報を、それをもつと細かく申しますと、特に検察こそこの情報の把握あるいは情報を正確につかむということが大事である。そのためには必要な教育訓練並びに施設の充実というようなことが念頭にあつたわけでございますが、要するに検察活動に対する国民の御協力をいただきたいということが念頭にあつたわけでございます。

後段につきましては、政府委員から答えさせます。

○政府委員(則定衛君) 司法試験改革と検事官予定者との関係でございますが、委員御案内のとおり、昨年の春いわゆる司法試験法の改正も行われましたし、その昨年の秋の司法試験の最終合格者の時点におきまして、その前の年に比べまして約百名の合格者増になつたわけでござります。この増員の関係につきましては、この春研修所にフ

レッジマンとして司法修習生が入るわけでござ

いまして、この人たちが集立ちますのはなお二年後ということになります。また一方、法律改正の一つでございました受験科目の一部削減、つまり教養選択科目の削減につきましては本年度の試験から行わさせていただく、こうなつておるわけでございます。そういう意味で、いまだその結果が任官、採用の面に反映する段階には至つていないうわけございまして、私どもとしましてはそれらの効果が検事任官確保の面でプラスになるよう期待しているというところでございます。

ところで、この司法修習終了者の数がこれまでと同様の約五百名ということことで、この四月期に新たなる任官候補者群が出るわけでございますが、その中で現在検事任官を希望しております人の数は五十名程度ということになつております。これにはここ数年見ますと比較的多くございます。そういうような状況でございます。

○中野鉄造君 次に、外国人就労問題についてお尋ねしたいと思います。

出入国管理行政の充実強化について大臣もお触れになつておりますけれども、詳細は今後行われる外登法一部改正案のときに触れたいと思いますが、きょうは今まで何回も問題にされておる外国人労働者問題についてお尋ねいたしたいと思いま

す。

最近、テレビあるいは新聞をにぎわしておりますが、きょうは今まで何回も問題にされておる外国人労働者問題についてお尋ねいたしたいと思いま

す。

この件については、もう今やただ検討、検討では済まなくなつてきているんじやないかと思いますし、このままいけば本当にこうした東京あるいは大阪といったよくなつた大都会は治安、風紀ともに日々にこれはもう乱れに乱れてくるんじやないかということを憂慮しているわけですけれども、この際、出入国管理行政を所管しておられる立場の法務大臣の所見を伺つておきたい、こう思います。

○國務大臣(田原隆君) お答えいたします。

今日の我が国を取り巻く国際環境は大いに変化してまいりまして、我が国の国際社会における地位は非常に高まつておりますが、これに伴いまして我が国が国際社会において果たすべき役割が非常に大きくなると認識しております。したがいまして、お説のように、出入国管理行政というものは非常に重大な問題になつてくるわけであります。

確かに、おっしゃるように、不法滞在者と申しますが、さつき不法就労とおっしゃいましたけれども、わかっている数字は約十六万でございますが、不法滞在でございまして、この大半が不法就労だと思ひますけれども、そういう膨大な数字になつております。

そこで、社会問題等いろいろ起つておりますが、基本的には法務省といつても、細かい点は後ほど政府委員が答弁しますけれども、国際協調、国際交流の増進への寄与という基本方針がなければならない。それから、我が国社会の健全な発展の確保の理念が必要と考えておる。この二つの理念のもとで、留学生、研修生、技術者等を幅広く受け入れなければならない。それで、研修制度についても今までと違つた新たな制度を設けて、一度研修を受け、そしてある程度技術力がついた人が就職した段階を実習と称するというような、そういう制度の創設とか、そういうことも検討中であります。

それで、不法残留者の問題につきましては、これはもうゆるしい問題でございますので、入国管理局のみならず、法務省挙げてこれに取り組んでおるわけであります。

自民党のことを申して恐縮でございますが、自民党におきましても外国人問題研究会というのを先日つくりまして、関係省庁が非常に多岐に及びますし、関係部会も多岐に及びます。私も出てまいさつさせられましたけれども、非常に今真剣に取り組む姿勢を見せておる次第であります。

細かい点については、政府委員から答弁させます。

○政府委員(高橋雅二君) ただいま委員の御質問にございました外国人労働の受け入れ問題についての点でございますけれども、基本的には、専門的技術・技能・知識等を持って我が国で就労することができますが、おっしゃるように、受け入れの是非に関するいろいろな意見がございまして、まだ国民的なコンセンサスというものが存在していない状況でございま

す。

が、きょうは今まで何回も問題にされておる外国人労働者問題についてお尋ねいたしたいと思いま

す。

そこで、社会問題等いろいろ起つておりますが、基本的には法務省といつても、細かい点は後ほど政府委員が答弁しますけれども、国際協調、国際交流の増進への寄与という基本方針がなければならない。それから、我が国社会の健全な発展の確保の理念が必要と考えておる。この二つの理念のもとで、留学生、研修生、技術者等を幅広く受け入れなければならない。それで、研修制度についても今までと違つた新たな制度を設けて、一度研修を受け、そしてある程度技術力がついた人が就職した段階を実習と称するというよ

うな、そういう制度の創設とか、そういうことも検討中であります。

○政府委員(清水清君) 登記事務のコンピューター化につきましては、委員既に御承知のとおり、戦後急増した登記事事件を適正かつ迅速に処理するたいいただきたいと思います。

○政府委員(清水清君) 登記事務のコンピューター化につきましては、委員既に御承知のとおり、戦後急増した登記事事件を適正かつ迅速に処理するためのいわば抜本的な方策として長年にわたつて研究開発を続けてきたものでございます。

平成二年度から現実に全国の登記所にこれを本格的に導入するという作業を展開してきたわけでございますが、平成四年三月十二日現在、八法務局、五地方法務局の三十八の登記所におきまして、コンピューターで登記事務を処理するいわゆるブックレスシステムを稼動させているところでござ

業である移行作業と申しますか、つまり現在、紙の登記簿に必要な事項が記載されているわけでございますけれども、コンピューター化するためにはその紙の登記簿の記載事項をコンピューターに移しかえるという作業が必要になるわけでございまして、これが大変膨大な作業になるわけでございますけれども、こういった移行作業を現在一二の登記所において実施いたしておるわけでござります。さらに、平成四年度予算が認められた場合には、この移行作業を拡大するとともに、移行作業が終わった登記所につきましてはコンピューターを本格的に稼働させる、こうしたことになるわけでござります。

全国の登記所、これは現在千百余り、職員がたつた一人しかいないというような登記所を含めまして千百余りあるわけでございまして、これをすべてコンピューター化するということになりますと、相当長期の時間とそれから経費を必要とするということになるわけでござりますけれども、できるだけ着実にこの登記のコンピューター化を進めてまいりたいというふうに考え、目下私どもの取り組むべき登記行政面における最大の懸案事項としてこれを推進しておるところでございます。

それから、戸籍事務のコンピューター化についてでございますけれども、戸籍は法務大臣の監督のもとに全國の各市町村が具体的に戸籍事務を行っているという状況にあるわけでござります。この戸籍事務のコンピューター化につきましても、市町村の戸籍事務担当者からかねてよりコンピューターの導入についての要請がされてきたわけでございます。そこで、法務省としては、そもそも戸籍事務がコンピューターになじむものであるかどうかというような研究を從来続けてまいりまして、これは昨年でしたか、戸籍事務をコンピューターによって処理することができるという結論をいただいたわけでございます。

そこで、現在は、それではどういうプログラム

でコンピューター化をするのがよろしいかといふことで、今具体的なプログラムの作成の研究、検討を依頼しているところでございます。戸籍事務は各市町村で行うことになりますので、それぞれの市町村でコンピューターを入れるということになりますが、やはりプログラム等は統一された形でありますから、やはりプログラム等は統一された形であります。各市町村で行うことになりますので、それについても各市町村を指導いたしたい、こういうふうに考えておりますので、それについては法務省の方で統一した形のものをつくって各市町村を指導いたしたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○中野鉄造君 次に、私は、もう前々回から引き続けてまいりました。昨日も通告で、きょうは大臣にお尋ねしますのでひとつ大臣によく私の質問の趣旨をお伝えいただきたいということを言っておきました。私は一番当初にこの件について事例を挙げて詳細にお尋ねしたわけですけれども、今日までの経緯、大臣は御存じになつておりますか。

○国務大臣(田原隆基) 担当者からお話を聞きましたとして、それなりに理解しておるつもりでござります。

○中野鉄造君 私がなぜしつこくこの件を取り上げるかといえば、現在の人事訴訟手続法というのが全く不意打ち判決である。いわば寝耳に水的な判断決であつて、それに対して全く国民が保護を受けられないという現状にあるということを私は非常に重視しているわけでござります。

申し上げるまでもなく、人事訴訟手続法においては、当事者以外の第三者に対する既判力の拡張問題ですなわち対世効が十八条一項、二十六条、三十二条において認められております。その結果、自分が全く知らない間に確定した他人相互間の訴訟の判決の効力が自分に及んでくる、これがいわゆる全く寝耳に水的な不意打ち判決だということを私は繰り返し繰り返し言つているわけなんです。しかも、このことについては、確定したこの不意打ち判決に対する救済措置を最高裁判所は認めないと。これは平成元年十一月十日の最高裁の判決がまさにそれでございます。

それに對して、過去何回かの私の質問に対しても民事局長あたりからも、そのため補助参加といふものが設けられている、認められているということを何回もお聞きしておりますけれども、補助参加といふのはいわばこれはバイパス的なもので、しかも国民周知のものではない。六法全書にさえもこの補助参加なんていう条文はないわけな

んでして、よほど法律に明るい人があるといふ専門家でなければこういうことがあるということさえ知らないわけなんです。ですから、補助参加、補助参加と言われても、それはいわば第三者がそういうものがあるということを知つておるということが大前提になるわけとして、第三者としては、自分の知らないところで知らないうちにそつとう訴訟事件が起きているということさえもわからぬわけなんです。まして、そういう補助参加というような方法があるということさえも知らないわけなんです。

要するに、国民周知の法律ではない、こういうところから、私はこの人事訴訟手続には欠陥があるんじゃないのか、こういうことを繰り返し繰り返し言つておるのでして、そしてそれに對して、さきの左藤法務大臣は私のこの質問、要望に対し、早速それは検討し、これを改正するといふことを言つていただきました。このことについては法務大臣、引き継いで承知しておられますか。

○國務大臣(田原隆君)　左藤大臣のお言葉から、口から耳へといふように直接には聞いておりませんが、政府委員であります民事局長を通じてそのことについては聞いております。

○中野鉄造君　この法律は、御承知のように、明治三十一年制定のものでございまして、それから今日までずっとそのままになつておる。いろいろ聞くところによると、近く民事訴訟法が全部改正になるというところから、この民事訴訟法の全部改正と同時に並行して人事訴訟手続法もひとつ改正していくこうというような、こういうお話をあつております。私も聞いております。

しかし、私が申し上げるのは、この人事訴訟手続法というのは非常に欠陥法律であり、しかもこれは緊急を要するものである、改正が緊急性を帶びているというところから私はこれを強調しているわけです。そこへいきますと今の民事訴訟法といふのは、いろいろ改正する点は、この時代の流れと社会情勢が変化したということから改正する点はあるかと思ひますけれども、少なくとも欠陥

そういうものはない。完全に機能しているわけなんです。そこへいくと人事訴訟手続法というのは、今申し上げるよう敷衍措置がない、欠陥法律である。私は、そういう意味から、民事訴訟法の全部改正はこれは当然のことながら、それと並行してやっていきますということではなしに、人事訴訟手続法はそういう欠陥がある、非常に緊急を要するものもあるというところから、これは分離して早くやるべきじゃないかということを再三申し上げているわけなんです。

参考までに申しますと、当法務委員会において昨年四月九日に同僚議員から、最高裁判決があつたことを契機に少年法及び刑事補償法の欠陥問題が指摘されまして、それに対する質問がなされて、法務大臣は問題点のあることを認めて、これを検討すると答弁されました。それを受けて、法務省の刑事局としては迅速かつ誠実に作業されました。そして、今国会に少年の保護事件に係る補償に関する法律案を提出されております。ところが、人事訴訟手続法についてこの少年法及び刑事補償法に関する質問の一ヵ月前に私は言っているんです。昨年の三月七日にこれは質問しました。そして、さきの法務大臣がこれをやると約束してくれました。私よりも一月後に言つた同僚議員の少年の保護事件に係る問題は、今回、日の目を見るようになつてゐる。どうして私の言つたのはそういう後回しにされるのか、どうしても私は欣然としない。非常に不満なんです。その点いかがでしようか。

うふうに承知いたしておるわけでございます。私どもは、すぐそれを踏まえまして法制審議会に、当時民事訴訟法の全面改定作業というような作業をしておりましたところでございますので、調査審議をお願いいたしました。この三月七日のすぐ後的小委員会におきまして、本件の経緯等を説明いたしまして委員の先生方の御意見を求め、また公明党からこの人事訴訟手続法の一部を改正する法律案要綱というものが提出されておりますので、これもお配りして公明党のそのお考えを説明するということをいたしたわけでござります。

そういうことをいたしたところ、この民事訴訟法部会では数回にわたって議論をしたわけでございますけれども、確かにこの人事訴訟については問題があると。しかし、先生の欠陥という言葉がどういうお言葉なのか、具体的に法律的にどういう意味を持たれるのかちょっと定かではございませんけれども、現在の人事訴訟手続というものを前提にしてどういうふうに改めたらよいか、あるいはどういうふうな改め方がよいかというようなことになりますと、これはいろいろまた議論があるわけでございまして、やはり根本的には人訴の再審あるいは民事訴訟の再審制度というような問題とも絡んでくるというようなことから、この問題について民事訴訟法の検討項目の中に加えて、そして各方面的意見を伺うのが相当ではないかということになつたわけでございます。そこで、昨年の十二月に検討事項が取りまとめられましたのでこれを公表いたしまして、ことしの六月十五日まで関係方面的御意見を伺いたいということにいたしているわけでございます。

ただ、そういう御意見の中で、中野先生がおっしゃるように、非常に緊急だという意見ももちろんあることは私も承知しているわけでござりますけれども、いろんな意見の中で、例えばこれだけは切り離して早く対処すべきではないかというようなことでございますと、私どもはまたそれなりの対応はいたしたいというふうに考えているわけでございます。

今国会には少年補償の関係の法律案が出ておりますが、その問題とはちょっと性格が違うのではないかなどという感じを私は持っておりますけれども、私どもといたしましても、法制審議会という場ではございますが、真剣に現在議論を重ねておるということで御理解をいただきたいと思う次第でござります。

○中野鉄造君 私が欠陥法律だと申しましたけれども、どこが欠陥と言われるかその意味がちょっとわからないというようなことをおっしゃいました。私は、要するに国民はひとしく裁判を受ける権利を有しているということが憲法で保障されているんですねけれども、その点がこの人事訴訟手続法では欠けているじゃないか、したがつてこれは欠陥だ、私はこのよう理解しているんです。

そういう意味で申し上げますけれども、今局長も御答弁いただきましたが、これは今まで何回も私の質問に対するたびごとにお答えになつていてそれと大体同じようなことの繰り返しじゃないかというように私は受けとめざるを得ないわけですね。ということは、私が言つてゐる、何回も聞いておるそのたびごとに一つも前向きに、本当に一步も前進していないじゃないかというような感を強くするんですが、これは民事訴訟法の全部改正の作業と切り離してやることはできませんか。

○政府委員(清水湛君) そういう方法と申しますか、可能性も多分にある問題領域であろうということふうに思うわけでございます。ただ、私どもは六月十五日まで私どもの意見とか考え方ということは一切白紙の状態で関係方面的意見を求めている状況でございます。それを踏まえた上で、また先生の御意見も踏まえた上で対応する必要があるのではないかというふうに考えていく次第でござります。

す。こういうことを言われておりますからどうぞ御検討ください的なことでは、これはやつぱり成り行きに任せせるしかない、こういうことになつくるわけでして、もつともつとこれは法務省自身がもう本気で前向きに取り組んでいただきたい。

確かに、少年法の改正とかなんとかということとは事件の件数なんかは違うと思いますけれども、たとえ二件か三件の件数であつても、やはり一人一人の国民の生命、財産を守るという意味からはこれは軽視できないことじゃないかと思いますので、どうかひとつ法務省また民事局長また法務大臣、この件についてせつかく真剣に取り組んでいただきたいことを重ねて強く要望いたしております。

次に、最近の保険金殺人疑惑事件についてお尋ねいたします。

ここ二十年来、妻とか子供あるいは第三者を被保険者として、その妻、子供または第三者が死んだときに自分または個人会社が保険金を受理する、あるいはそれをもらおうとして保険会社が支払いを拒絶した、こういったいわゆる保険金殺人疑惑の死亡事故がいろいろなマスコミ等の記事をにぎわしております。近くはもう皆さん御承知のように、大分県のこれはもう既に死刑判決が出て獄死しましたけれども、あの荒木虎美事件だとか、モルジブにおける新妻水死事件だとか、ロサンゼルスの三浦事件だとか、沖縄のトリカブト事件だとか、同じこれも外国の問題ですが、タイにおける日本人の乗用車運河飛び込み水死事件、福岡における乗用車もろとも二人焼き殺し事件だとか、フィリピンのマニラにおける日本人射殺事件、もうまるでテレビのドラマみたいなそういう事件がメジロ押しに続いております。全部これは保険金が絡んでいるわけなんですね。

こういうようなことが、一つの事件が起ることにつけてヒントを得て連鎖的にこういう事件が起つてくる、こういうことについて大蔵省としてはどういう取り組み方、どういうお考えをお持ちですか。

○説明員(北村藏治君) 今御指摘の保険金殺人事件等を含みますモラルリスク、保険関係者はこれも、こういうふうな問題が御指摘のように新しく手法等を含めましていろいろな形で出でてくることがあります。

これまで生じたままでは、保険金の詐取を目

的としたような殺人事件に及ぶようないわゆるモ

ラルリスク問題、これは善良な契約者を保護する、

そしてまた国民の信頼の上に営まれるべき保険事

業というふうな観点から極めて遺憾な問題という

ふうに認識しております。その意味で業界を指

導してきているところでございます。そしてまた、

昨今のいざれの件につきましても、さまざまな情

報を集めながら慎重に見守っている、そして必要

に応じ業界に対し指導を行っていかたい、こうい

うふうに考えておる状況でございます。

○中野鉄造君 つまり、自分以外の者、すなわち

他人の生命に保険を掛け、そしてその人が死ん

だときには自分が保険金を受領する、これを内容と

する生命保険契約手続には、これは商法六百七十四条の一項で「他人の死亡ニ因リ保険金額ノ支

払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス」云々ということが書かれておりま

す。ところが、現実にはこの被保険者となる

他人の同意、承諾をとらないで保険契約を契約し

ているのがむしろ通例なんですね。

私も何店かの保険会社を訪ねて実際をずっと調査してみましたけれども、外交員さんたちが保険を契約してとつてくる、そして営業課長なら営業課長にそれを報告する。そのときに営業課長さんがその被保険者の承諾は受けていますねなんていふことは問い合わせもしない。またその外交員さんも被保険者の承諾をとっている人もいるだろうし、とつていい人もいるだろうし、そいつたようなことを一々チェックはしない。ただし、保険会社にはそれそういう被保険者の同意を要

すという規定はあるといふんですね。だけれども、現実にそういうものは空文化している。

これが現状のようです。

そこで、大蔵省にお尋ねいたしますけれども、

大蔵省が保険業法に基づいて認可している生命保険約款ではどうなっているのか。その保険金額の多寡あるいは保険契約者である保険金受取人と被

保険者である第三者との身分関係、あるいは親族関係、第三者の年齢のいかん等によって、これも

先ほどの商法六百七十四条一項の被保険者である第三者の同意を不要としているのかどうか、不要としているならばそれはなぜか、そのところを

お尋ねしたいと思います。

○説明員(北村藏治君) まず、生命保険につきまして申し上げたいと思いますが、生命保険業界に

おきましたは、これまで契約申し込み時に被保険者の加入同意を確認すること、それから契約内容、

申し込み内容、例えば職業、年齢、関係者との関係、保険金額との関係等につきましてチェックを

する、あるいはまた災害死亡保険金額の上限を設定するというふうなことで対策を講じているわけ

でございます。

私もといたしましては、御指摘のモラル

リスク問題を防止するために、何よりも契約締結の際の確認手続を徹底して行う。これによりま

して、加入者の選択を行うことが重要と考えてい

ります。これが、現実にはこの被保険者となる

他人の同意、承諾をとらないで保険契約を契約し

ているのがむしろ通例なんですね。

私も何店かの保険会社を訪ねて実際をずっと調査してみましたけれども、外交員さんたちが保険を契約してとつてくる、そして営業課長なら営業課長にそれを報告する。そのときに営業課長さんがその被保険者の承諾は受けていますねなんていふことは問い合わせもしない。またその外交員さんも被保険者の承諾をとっている人もいるだろうし、とつていい人もいるだろうし、そいつたようなことを一々チェックはしない。ただし、保険会社にはそれそういう被保険者の同意を要

合には、本人のいろいろな健康状態のチェック、診査というものを行いますけれども、少額のものはいたしませんね。だから、そういう少額のものを数多く分散して保険会社に掛けておけば、こういうような本人の知らない間に保険が掛けられていたというることは容易にできることとして、この間もあった事件なんですか、小企業のある社長が自分の社員をおためこなしに保険金を掛けられて、そしてその社員を殺して保険金を受領したところの対策は講じられていると思いませんか

。こういうような事件がありました。この間もあった事件なんですか、小企業のある社長が自分の社員をおためこなしに保険金を掛けられたとしても、保険者が所属する団体の健康管理資料、あるいは被保険者が記載する告知書によりまして加入者を診査しているわけでございます。いずれの場合におきましても、契約申し込み時に被保険者の加入についての同意の確認を行っている、こ

ういう形になっているわけでございます。

それから、企業の関係の保険の御指摘がございましたが、生命保険の場合、企業の福利厚生制度の一環といたしまして、企業を契約者とし従業員を被保険者とする団体定期保険につきましてはこ

れまでもいろいろな措置がとられたわけでございましたけれども、昨年十二月に生命保険業界におきまして、従来から実施されてきた従業員に対する被保険者とされる弔慰金等の規定の内容を確認する、並びに被保険者の同意確認等を一層強化する措置を

講じ始めたところでございます。

それから、契約に際しまして、契約書におきまして被保険者の同意というふうなところで自署捺印・特に第三者が保険金を受け取る場合にはその被保険者の自署捺印が行われるよう、そこを指導してきているわけでございますが、今後とも御指導のような問題が起こることのないように私どもとしては監督指導をさらに強めていきたいというふうに考えております。

○中野鉄造君 今申されましたようなことは、何

もこここのところにわかにやられ始めたということではなくて、以前からそういう指導はやられてお

ると思うんですけども、しかし現にそういうよ

うなものが最近とみに多発している。こういうと

ころから、今までみたいなそういうただ強力に指導するといったようなことで果たしていいのかな

対する指導徹底というの無理じゃないかと思う

んですけれども、その点いかがですか。

○説明員(北村藏治君) まず、御指摘の少額の保険の関係でございますが、例えば生命保険の場合、通常一千万円以下の保険金契約につきましては、

御指摘のとおり、医師の診査を行わない場合であります。しかしながら、実際の契約締結に際しましては、被保険者が所属する団体の健康管理資料、あるいは被保険者が記載する告知書によりまして加入者を診査しているわけでございます。いずれの場合におきましても、契約申し込み時に被保険者の加入についての同意の確認を行っている、このう

ういう形になっているわけでございます。

○政府委員(清水湛君)　先生御指摘のよう、他の人の生命の保険につきましては商法の第六百七十四条という規定がございまして、被保険者の同意が必要であるということになつております。この同意がありませんと保険契約は効力を生じない、

問題は、そういう重要な同意というものの現実の大量の——大量と思いますけれども、保険契約締結業務の中間違いなく同意を取りつけるということをどのようにして担保するかということだろうと思うわけでございまして、この点につきましては、先ほど来大蔵省の担当の方からお答えがございましたように、大蔵省は監督官庁として確実に同意を取りつけるように指導されているということをございます。

私どもいたしましては、実体法の要件として
同意が有効要件であるということは商法ではつきり
しているわけでござりますから、あとは現実の
保険業務の上できちんとした同意をとつていただき
く、あるいはそういう同意を確保するためのシス
テムをお考へいたたくということに尽きるのではないか。
この点については大蔵省は十分におやりになつて
いる。先ほどの答弁を拝聴しておりますま
して私どもも考へているわけでござります。

○中野鉄造君 商法では、確かにそういうふうな
条文が法文化されている。しかしながら、それが
なかなか、今や空文化したような実情にあるとい
うことにもこれまで見ました。

それで、法務省にもう一つお尋ねしますけれども、例えば不動産取引の場合のいわゆる不動産登記法四十四条ノ二の条文が新設されましたけれども、なぜ新設されたのか。そして、新設をして果たしてそれは効力があつたのかどうか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(清水憲君) 先生御指摘の不動産登記法四十四条ノ二という規定は、昭和三十五年に設けられた規定でございます。その後、昭和三十九年に一部改正はされておりますけれども、基本的には起草の中身は変わつてないという規定でござ

い
ま
す

この規定が設けられた趣旨と申しますのは、例えば土地を売買するということで登記をする必要があるわけでござります。その場合に、売り主と買主の双方が共同で所有権移転の登記を申請するわけでありますけれども、登記所の方としては、売り主として登記所にあらわれた人間が間違いなく所有者である売り主であるということを確認しなければならないわけでございます。確認の手段が、いわゆる俗に言われております権利証というものが、今までございまして、権利証がないと登記の申請ができない、こういうことになるわけでございま

ところが、権利証といふのは、これは紙でつくられているものでござりますから、火事その他、盗難等で紛失するということもないわけではなない。そういう場合には権利証はございませんから登記はできないということになりますと、これまた非常に問題でございますので、権利証にかわるるものとして保証人を一人立てまして、この保証人の保証書をつけて登記を申請するということにな

るわけでございます。
そういうような権利証でない保証人の保証書を
つけて登記の申請がございました場合には、登記

所の方では登記をする前に、こういう形で登記の申請があつたけれども間違いなくあなたは登記を申請していますかということを、土地なら土地の登記簿上の所有者の住所にあててそういう手紙を出す。その手紙に対しまして所有者の方で、登記申請書に押してある判にあるいは委任状に押してある判と同じ判で間違いがないということをやり返し登記所の方に返事をしていただく。そう

いうことになりますと、これは間違いなく本當の所有者が売り主であり、登記の申請義務者として登記所にあらわれておるということが担保されま

この段階で初めて登記官としては申請に基づく所有権移転の登記をする、こういう形になつてゐるわけでござります。

建物の所有権というのは非常に大事な財産でござ

いますので、これが勝手に所有者でない第三者によって売られてしまうということを防ぐ、という趣旨のものでございまして、現実に全国でこういった形でこの登記の申請がされたものを、ちょっと数字で調べてみましたところ、年間十九万ないし二十万件程度あるようでございます。ただし、登記の申請件数は全国で年間二千七百万ございますので、その全体の数から比べますとごくわずかではございますけれども、そういうものがござります。

また、現実にこういう保証書による登記の申請がございまして、登記所の方で郵便で通知をした

こうい
す。
○中堅
○橋本
川急便
ておる
中の一
に関す
ます。
願いし
質問

ます。
まざ
運輸省
便とい
社から
これの
始する
五日で
〇説明
おり、
その前
うこと
六日に
車運送
十六年
張する
のとな
可にと
を山梨
なつて
〇横橋
本で譲
付で、
便の渡
川春樹

れ、東京佐川で解任された後の平成三年八月二日付でいずれも解任をされるその間、取締役を務めていたようであります。そして、その後は現在の東京佐川急便の新しい社長になりました渋川氏あるいは取締役の栗和田氏がこの会社の取締役にも就任をしておるわけであります。

一方、この山梨佐川急便が営業所を設け、車庫あるいは建物を設置しております昭和町の土地、これを調べてみると、これはいずれも山梨佐川急便の所有ではなくて東京佐川急便の所有であることが明白であります。建物も同様であります。その土地の所有関係については、お手元の資料⑤の土地登記謄本が明確になつてゐるわけであります。

そこで言いたいのは、この山梨佐川急便という会社は今佐川事件の疑惑の中核になつております東京佐川急便とまさに一心同体と言つてもいい、佐川グループの中ではいろいろな佐川急便の会社があるわけですが、東京佐川と一心同体と言つてもいい、そういう会社であるということをまず冒頭に明らかにして、具体的な質問に入りたいと思うであります。

農水省にお伺いするわけであります、資料の①で登記謄本を提出しております石和町の沢添八百六十二番の一といふ土地であります。この土地はもともと山林であったようですが、これがその後地目が畑になつております。これはその資料の①の所有者欄のところでおわかりのとおりに、山梨県の農地開発公社が所有をしていました土地整備が行われて、文字どおり優良農地、第一種農地という優良農地であつたことが明白な土地であります。この点は農水省間違ひありませんね。

○説明員(上木嘉郎君)お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、石和町砂原字沢添の八百六十二の一の土地というものが山梨県の農地開発公社の所有地だったときがございました。か

れたという意味合いにおきまして、第一種農地であるというふうに推定されます。

○橋本敦君 私どもの調査によりますと、同時にこの土地は農業振興地域に指定をされておりまし

て、この農振地域の指定が県の許可で解除されるのが昭和六十年六月一日になつてからのことでありますから、昭和五十五年、五十六年、そういうた

おりであります。

○橋本敦君 そこで、このようないかんによ

りましては山梨県に照会しましたところ、そのとおりであります。

○橋本敦君 そこでもう一つ、この現状変更といふことは、農地法を基本として厳しい制限が課せ

られてゐることは言うまでもない。簡単に言えば、

○橋本敦君 佐川急便の運送営業を主体とする会社がこ

のようないかんによつて、農地法を基本として厳しくかかるといふことは、法律上可能ですか。

○説明員(上木嘉郎君) これは状況のいかんによ

て異なつてまいりと存りますが、一般論として申

し上げますと、先ほど申し上げましたように、農

業構造改善事業によりまして公共投資を行つた土

地転用の許可が行われ得ない、こういう性格のも

のであるというふうに言えようかと思ひます。

ただ、状況の変化によりましてやむを得ないと

さいまして、農用地区域である限りにおいては農

地転用の許可が行われ得ない、こういう性格のも

のであるといふふうに思ひます。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

の登記簿謄本のとおりに、甲区・所有権をごらん

いただくとわかりますが、開発公社から昭和五十年九月十八日、売買を原因として五十六年十月

一日付で四名の農民にそれぞれ四分の一の共有区

分として所有権移転登記がなされる、こうなつた

のであります。これは県知事の許可がそういうこ

とで出たということであります。

そこで、農水省に伺いますが、現在この農地は

果樹栽培が行われておりますか。それとも、どの

ような形状でそれがどういうふうに使用してお

りますか、お調べになつております。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

の登記簿謄本のとおりに、甲区・所有権をごらん

いただくとわかりますが、開発公社から昭和五十年九月十八日、売買を原因として五十六年十月

一日付で四名の農民にそれぞれ四分の一の共有区

分として所有権移転登記がなされる、こうなつた

のであります。これは県知事の許可がそういうこ

とで出たということであります。

そこで、農水省に伺いますが、現在この農地は

果樹栽培が行われておりますか。それとも、どの

ような形状でそれがどういうふうに使用してお

りますか、お調べになつております。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

の登記簿謄本のとおりに、甲区・所有権をごらん

いただくとわかりますが、開発公社から昭和五十年九月十八日、売買を原因として五十六年十月

一日付で四名の農民にそれぞれ四分の一の共有区

分として所有権移転登記がなされる、こうなつた

のであります。これは県知事の許可がそういうこ

とで出たところであります。

そこで、農水省に伺いますが、現在この農地は

果樹栽培が行われておりますか。それとも、どの

ような形状でそれがどういうふうに使用してお

りますか、お調べになつております。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

て使用されておるというふうに聞いております。

○橋本敦君 一回も果樹栽培など行われたことは

ないんです。これが現場の写真です。(写真を示

す) ちょっと遠くてわかりにくいと思いますが、

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県

からの報告によりますと、現在スポーツ広場とし

当社名義にならなかつたので、貴殿等の協力を得て一旦は貴殿等の共有名義になし、其の後当社名義にならなかつたので、貴殿等の協力を得て名義にする手続にもう移つてゐるということの一つの証明であります。あなたの方四人の名前にしたけれども、実は佐川のものだということを確認をさせているわけです。

そして、それだけではないのです。それだけではなくて、次の資料④の土地使用契約書を見ていただきますと、佐川急便がこういうグラウンドをつくって、その使用契約書をどういう形で結んでおるかといいますと、黒く消してある甲というのが四人の農民の方、そして石和町を乙として、山梨佐川急便を丙としてこのグラウンドの使用契約を結んでおります。特に注意して見ていただきたいのは、第二条の二に、この使用期間は第一項で十年としますが、土地所有権が丙、つまり山梨佐川急便に移転後においても有効とするつまり、公然と土地の所有権移転をそのうちにやりますよと、佐川ははっきり言つてゐるわけあります。

そして、それだけではありません。それだけではなくて、第五条でこの使用許可業務を石和町が行うということになつて、公的蓑いをしているわけでありますけれども、しかし、実際は山梨佐川急便、つまり丙がこの土地については全面的な管理をするということを第六条で確認をさせるわけであります。ですから、言つてみればまさに山梨佐川急便はいつでもこの運動場用地に、約束の期限が済んだら倉庫を建てようが、車両置き場にしようが、何しようが、何でもできるという構えであります。

こういう四人の農民の名前をいわばかたつて、この第一種優良農振地域の農地をこのようにして佐川急便が手に入れるという、そのこと 자체、私は重大な農地関係法の潜伏行為であり、まさに許されない違法な土地取得行為だと思いますが、これについて、農水省は農地をしつかり守る立場で、農地法を厳格に守る立場からどうお考えです

九

○説明員(上木嘉郎君) かつて第二次農業構造改革善事業によつて造成整備された農地が、現在するボーッ広場として利用されているという状況になつてゐることにつきましては、その後の構造改善事業実施後の情勢の変化がどういうものであつたのか、あるいはそういう使用に至つた経緯といふのはどういうものであつたのか、私どもその辺のところを現段階ではつまびらかにいたしておりません。現在広場として利用されている事実そのもののを見ますと、農業の振興のために投資をやつてきたものでござりますので、非常に氣しい残念な気がいたしますが、そういう広場としての使用に至りました事実関係につきまして、現在、県におきましては調査中と、こう承知しております。調査結果を待ちまして適切な対処をするよう指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○橋本敦君 私が指摘したのは運動場広場として使用している経過といつより、むしろ佐川がこういうやり方で所有権を取得したというそのことを徹底究明すべきだということで、その点も視点に置いて厳格な調査をするということは約束しますか。

○説明員(上木嘉郎君) 今御指摘の点につきましても、調査の中で明らかになるように努力をしてまいりたいと思っております。

○橋本敦君 悪質なのは、運動場広場用地にするというのがその後の経過でどうこうという程度のことじやないんです。事実調べてみると、佐川急便はこの土地を、優良な農地であつたのを宅地化工事を昭和五十七年秋ごろから強行するんです。それは農地をつぶすという大変なことですから、石和町の農業委員会はやめると勧告しました。石和町の農民もそんなことを許すわけにいかないかというので、石和町農業委員の皆さまたと一緒に県に、山梨県農地開発公社を含めて抗議に行って、直ちにこれをやめさせよと抗議しました。これが昭和五十七年秋のことであります。

ところが、県は全然何の対応もしない、公社も何の対応もしない。

ところが、県は全然何の対応もしない、公社も何の対応もない。

そこで、農水省に伺いますが、本来なら農地があなたがおっしゃった農振地域から外すというような手続もなしに目の前でつぶされるという状況があるならば、直ちにその工事を中止させる、そういう措置をとるべきである。そして、それを中止しなければ、農地法に基づいて罰則の制裁、懲役三年以下があるわけですから、これに基づいて告発するなり違法行為を取り締まる措置をするのが私は行政のすべき措置だと思いますが、どうですか。

○説明員（上木嘉郎君）　ただいま御指摘の点につきましては、農地法の遵守勧行という観点から、そういう事実が明らかになれば工事の中止を勧告をするということは必要な措置だと思いますし、また、それでなおかつその勧告に従わない場合には工事中止命令を法律に基づきまして発するということも必要な措置だと、一般論としてそういうことが言えようかと思います。

ただ、事実関係については私どももまびらかにいたしておりませんので、その点について本件がまさにそういう事態であったのかどうかということに即ち判断というのが当然別途なされべきではないかと思います。

○橋本敦君 実際は県も開発公社も何の措置もとらなかつたから、工事は強行されてこのようなグランウンドになつているんですよ。佐川がどうしてこんなむちくちやなことが山梨ができるのかということが問題なんです。

それで、佐川急便が山梨で一体どういう状況かということを調べてみると、運輸省に聞きますとが、道路運送法違反で処分をされたことがある、いつですか、どういう処分ですか。

○説明員（石井幸男君）　お答えいたします。

山梨佐川急便に対しましては昭和六十二年五月二十九日付で二十日車、一日一両車をとめますと一日車と申しますが、二十日車の事業用車両の使

用停止処分を行つてござります。これは、當時特別監査を佐川グループに対して行いまして、その結果、山梨佐川急便におきましては運転者の過労防止に関する措置が不適切であったとか、あるいは乗務記録が事実に基づいてなされていなかつたとか、幾つかの点が発見されたことによるものでございます。

○橋本敦君 もう一つ運輸省に伺ひます。この山梨佐川急便が甲東運輸から免許譲渡を受けて買収をしたのが昭和五十三年未であったのですが、昭和五十三年の保有台数は十九両です。ところが、平成二年度には百十両に急激に増車の認可がふえてる。この数字は間違ひありませんか。

○説明員(石井幸男君) 委員御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 今言つた六十二年に処分があつたときはその年度末で前年度の七十五車両から八十三車両にふえ、六十三年には九十三車両にふえておる、これは運輸省の資料です。間違ひありませんね。

○説明員(石井幸男君) 間違いございません。

○橋本敦君 このよつた処分を受けながらどんどん車両の認可が進められていて、そういう認可を受けて山梨佐川急便は今や山梨県下で最大の大手運送会社に実はなつておるわけです。

そういうような山梨佐川が、今私が指摘したように、元来この土地は中央道のインター・エンジニア八代町の近くにできるという構想があつたといふことから、その付近に土地を得たいという思惑もあって土地の買収にかかると我々の調査では聞いております。本来なら手に入ることができない土地を四人の農家の方に名をかりて、農民は私は犠牲者だと思いますが、こういうことをやつている。これ普通じやできないですよ。そして、その結果、現在どうなつてているかということにも問題があつて、この土地は正式の県知事の転用許可や地目変更等の手続一切なしにして、資料の①-2の地目のところを見ていただきますとわかりますけれども、昭和六十年八月五日付で国土法に基づ

く国土調査による結果として雑種地に地目が変更されておるのであります。

つまり、わかりやすく言いかえますと、農地を農地以外の土地に事実上強行突破をして転用して、正式の許可も何にも受けないのに後になつて、先ほども言いましたが、農振地域から昭和六十年に解除をし、国土調査によつて雑種地といふことで地目を認定してもらつて、今や公然と運動場として使い、そしてこの契約が済んだら、いつ売ろうがあるいは何を建てようが自由という、そういう土地に仕上げてしまつた。まさに違法行為の追認をやつておるわけであります。こういうことを県も開発公社も百も二百も承知の上でやつたとしたならば、これはまさに重大な疑惑のあることではないのかという問題であります。

佐川がこの土地を買収にかかつたときに、公然と買えないということから四人の農民に協力を求めに行つた。その協力を求めに行つたのは、私どもの調査では、當時八代町の公明党の町会議員の方が奔走された。この方にも私ども調査をいたしました。事実ははつきりしております。

そしてもう一つ、山梨に株式会社甲斐延運輸という会社がありまして、その社長は宮川という方ですが、この方も四人の農民の方に町の發展になるからということで説得して奔走してこれを買わせた。この甲斐延運輸は、今私が指摘した宅地化工事を山梨佐川から請け負つて強行した会社なのであります。そして、この宮川さんという人は地元の中尾栄一代議士の後援会長をしている方であります。

そして、もう一つの人脈をたどつてみますと、当時山梨農地開発公社の監事であつた日原政秀という方があって、県の出納長から開発公社の監事になつておられた方であります。この方は今何をしておられるか調べてみますと、政治団体山梨ふるさと政治連盟、代表は金丸信さん、この会計責任者をしておられる。いろんなところで政治家の糸が見えてくるわけであります。

そこで、この問題については農水省は調査をす

るということでありますが、なぜこのような無法な農地取得が佐川が可能になつたのか、そこで政治家やあるいは政界工作というものが行われたのかを行われなかつたのかという問題について、私は重大な疑惑があると、こう見ておるわけであります。こういった経過について、今東京佐川急便の渡辺、早乙女氏等を取り調べ、一部起訴したわけありますが、その東京佐川急便と密接なかかわりがあるこの会社の問題について、この点も視野に入れて私は徹底解明のために調査をすべきであると思うのであります。

そして一つの事実を申し上げますと、私たちの調査では、この四人の農民の名で佐川が開発公社から土地を買う代金約一億円、この代金は東京から早乙女常務がみすから運んできて、そして八代農協に振り込んで支払つたという事実も我々の調査で明白になつてゐるのであります。

こういうところで、私はこの佐川急便をめぐる疑惑の一つの重要な問題として山梨問題を取り上げましたが、こういたことについて、単なる農地法違反というだけではなくて、そしてまた運輸行政上の監督というだけではなくて、今の佐川急便と政界とのかかわりを含む重要な疑惑として、私は法務省としてもこの点に重大な関心を持つて調査をしてもらう必要があると思いますが、刑事局長、法務大臣の考へはいかがですか。

○政府委員(濱邦久君) 今橋本委員がいろいろ御指摘にならねました事実関係をも含めまして、国において御議論のある事柄あるいはマスコミ等で報道されている事柄、これらの事柄についてはもとより検察当局においても十分これを承知しておりますといふふうに思うわけでございます。

東京地検におきます東京佐川急便株式会社をめぐる事件につきましては、これはもう改めてここで申し上げるまでもなく委員十分御承知と思いますけれども、去る三月六日に東京佐川急便株式会社の前代表者はか三名を特別背任罪により東京地方裁判所に公判請求したところでござります。現在、東京地検におきまして、この公訴提起をした

事件の公訴維持あるいは昨年八月に告訴を受理しております。特別背任の事実等につきましてなお捜査を続けているというふうに承知をいたしております。

○橋本敦君 ちょっと最後聞き取りにくかったんですが、起訴したという事実の公判維持のための調査はもちろんですが、告訴された特別背任その他問題についても引き続き捜査を続行しております。したがって、その捜査の結果によつては追起訴ということで事実を解明していくということもちろんあり得ると、こう伺つていいわけですね。

○政府委員(濱邦久君) 先ほど私申し上げた言葉が少しあるいは不明確だったかもしませんので、もう一度後半部分のところを申し上げますけれども、三月六日に公訴提起をいたしました事実についての公訴の維持に当たることはもちろんでございますが、さらには昨年八月に実は告訴を受理しております特別背任の事実もござります。これららの点を含めて現在捜査を続けているというふうに聞いております。

○橋本敦君 時間がありませんのであと一、二問ですけれども、今後の捜査については、きょう私は山梨佐川を中心にして問題提起したんですが、先ほど刑事局長おつしやつたように、国会での論議あるいは各報道で言われているようなこともいろいろと関心を寄せながら、莫大な金の流れ、言われております政界へのルート、暴力団へのルート、こういったことも含めて検察庁としてはやるべき厳正な調査はこれはやはり抜くという決意だと伺つてよろしいですか。

○政府委員(濱邦久君) もちろん今橋本委員おつしやいましたように、検察当局におきましては、犯罪に当たる事実があると思料いたします場合には適時適切な捜査をして厳正に事件を処理するというふうに考えております。

○橋本敦君 最後に、農水省にもう一点伺います。資料の一一番最後の⑤-3を見ていただきたい。山梨佐川急便の営業所のある東京佐川急便所有の土地について農林中央金庫は、壳から四まで合計

いたしまして十六億円の根抵当による融資をしているわけです。農林中央金庫の融資がこれは法律の乱用だと思っておりまして適正な融資ではない、私はこう考えておりますが、その点はもうおきまして、一番最後を見てください、農林中央金庫がした三億円の融資、平成三年九月二十七日ですよ。今刑事局長がおっしゃった告訴があり、渡辺が解任をされて記者会見をして、新しい社長が就任をして、佐川急便の疑惑が大きくなり、その後にまた三億円も農林中金ともあるうた、その直後にまた三億円も農林中金ともあるうものが佐川に融資をしておる。

一体何事か。こういう佐川に対する融資が何に使われたか。暴力団への融資に流れていったかもしない、あるいは平和堂グループやらあるいは他の株の仕手戦に流れていったかもしない。佐川急便のこういった状況から見て、農林中金がいやしくもこういう会社に融資をするということは適切さを欠くが、とりわけ事態が発覚をした以後もなおかつ三億円も融資をするというこういう姿勢は、これは厳しくチェックされねばならぬというよう思うわけであります。この点についてはもう時間がありませんから議論をいたしませんが、指摘をして私の質問を終わります。

○紀平様子君 大臣所信に基づいて御質問を申し上げます前に、法務省に午前中から午後にかけて同僚議員がそれぞれ申されたことではござりますけれども、共和疑惑の国会証人喚問に際しまして法務省幹部の皆様が、名目はともかくとして、喚間に否定的な御意見をそれぞれ組織になされたことについてはまことに遺憾なことだと思います。このようなことは国会を軽視ということもありますから、國民に対するやはり不信感になりますけれども、國民に対するやはり不信感をますます助長させたというふうなことにつながると思いますので、一言申し上げておきます。納得できることがあります。

さて、大臣所信に基づいて御質問を申し上げますが、大臣所信の中にバブル経済の崩壊に伴い、脱税、株式相場の不法操作、公務員の濫職事件などが相次いで発覚したとありますけれども、この

中には銀行、証券会社に絡む事件など、国民がただでさえ政治不信を持つております上に日本経済のシステムに対する信頼を大きく失わせるに至った大きな事件が当然含まれると考えます。

こうした事件が発生しました原因、背景、法務大臣はどんな御認識でこれに対処していらっしゃいますか。また、再発防止のため、先ほど中野委員の御質問と重なるところがあるかも知れませんけれども、どんな対策をお持ちか、簡単で結構でございますので、法務省そして大臣にお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣(田原隆君)お答えします。

御指摘のような事犯は、近年における飛躍的な経済の発展と国民の生活水準の向上に伴い一部の国民の意識の中に醸成されつつあるやに懸念される物質万能、金もけ主義の風潮等を反映しているかと思いますが、これらの事犯の再発防止については法令の改正を検討するなどそれぞれ所管の

省庁で種々対策を講じておられるところと承知している

るといふことでも一つの方法として考えていい

かねばならないことであるということと、例えば

法務省が個々の罰則法令の改正等の協議に当たりましてはそういう観点から刑事罰則の見直し等も

されていますが、いずれにしましても、今、委員御指摘

のように、もっと前からあつたはずの犯罪の検挙、

捜査が時期的に遅いのではないかという御指摘の

点につきましては、今申し上げましたように、檢

察当局を含めまして検査機関におきましては犯罪

の嫌疑があると料する場合には適時適切に検

査を行なうわけですが、最近の犯罪の悪質化、

巧妙化ということをございまして、なかなか犯罪

捜査の端緒を得にくくなっているということもひ

とつ御理解をいただきたいというふうに思なうわけ

でございます。

○国務大臣(田原隆君)ただいまの刑事局長の答弁ではとんとん尽きてていると思いますけれども、佐川急便のことが出来ましたので、私に佐川急便のこ

とでどう思なうかという御質問だと思なう。

私は、現在東京地検で検査でござりますから

余り感想を述べることは差し控えた方がいいと思

いますか、ただ、検査は一般に厳正、公平、不偏不

党の立場から犯罪の嫌疑がある場合には適時適切

に検査を遂げていくものと思いますし、また公訴

提起した事件についてはその公訴の維持に万全

を尽くすものと思う、こういうふうに申し上げる

わけであります。

○國務大臣(濱邦久君)重ねて大臣、法務省にお伺いしま

す。

○政府委員(濱邦久君)ただいまの委員の御質問

に対するお答えになるかどうかわかりませんが、

一般的に申しまして、最近の犯罪は、よく言われますように、悪質化あるいは巧妙化してきている

ますようになります。したがいまして、この犯罪搜

査の端緒といふものが極めて得られにくくなつて

いるということは一般に言えるのではないか。逆

に申しますと、犯罪が極めて潜在化していると申

しますよ、捜査機関において捜査の端緒をつ

かみにくくなつているということが一般的に言え

るのではないかと思うわけでござります。

○政府委員(濱邦久君)きょうの午前中からいろ

いろ御質疑をいたいておりますが、その前提と

して大臣から所信表明がございまして、その中で

も申し上げておるわけでございますが、検査態勢

になつていらつしやいますか。政規法ですかそれど

も、どういう法規に触れますでしょうか。

○政府委員(濱邦久君)今、委員御指摘のように、

法務当局からどういう法規違反になるかどうかと

いうことを申し上げる立場にはないかと思うわけ

でござりますけれども、いずれにいたしましても、

刑法を初めとする刑罰法令に触れる事実があるか

どうかということは、これは検査機関が法律に定

められた手続に基づいて証拠を収集いたしまし

て、その収集した証拠に基づいて具体的事實を確

定し、その確定した事實について初めて今申しま

したように刑罰法令に触れるかどうかということ

を判断するわけですが、法務当局としては現段階ではそれ以上のことはちょっとお答えいたしかねるかと思うわけでござります。

○國務大臣(田原隆君)たゞいまの刑事局長の答弁ではとんとん尽きていると思いますけれども、佐川急便のことが出来ましたので、私に佐川急便のこ

とでどう思なうかという御質問だと思なう。

私は、現在東京地検で検査でござりますから

余り感想を述べることは差し控えた方がいいと思

いますか、ただ、検査は一般に厳正、公平、不偏不

党の立場から犯罪の嫌疑がある場合には適時適切

に検査を遂げていくものと思いますし、また公訴

提起した事件についてはその公訴の維持に万全

を尽くすものと思う、こういうふうに申し上げる

わけであります。

○國務大臣(田原隆君)重ねて大臣、法務省にお伺いしま

す。

今、非常に漬職事犯も巧妙、悪質になつたとい

うことにはかけて伺つていいと思いますけれども、

比較的古くから行なわれている実質的な違法献金の

方法がござります。議員の私設秘書、運転手、職員

などの月給、雇用保険などを企業が丸抱えて負

担する方法、こういうこともございます。こうい

う手段はどんな法規に触れるというふうにお考え

になつていらつしやいますか。政規法ですかそれど

も、どういう法規に触れますでしょうか。

○政府委員(濱邦久君)きょうの午前中からいろ

いろ御質疑をいたいておりますが、その前提と

して大臣から所信表明がございまして、その中で

も申し上げておるわけでございますが、検査態勢

の一層の充実強化ということは、これはとりもなおさず、犯罪の嫌疑が認められる事実については時を置かず適時適切に捜査を遂げて厳正に事件を処理する、そのための検察態勢の充実強化であるといふに御理解いただきたいと思うわけでございます。

○紀平悌子君 じゃ少し先を急ぎますので、この件はこの辺で一応終わらせていただきたいと思いますけれども、出入国管理体制の充実強化の面に関する御質問申し上げます。

新東京国際空港の二期施設、関西空港完成はそれぞれいつごろで、どれほど業務量の増加が予想されますでしょうか。また、それらの対応はいかに考えておられるか御説明をいただきたいと思います。

さらに、不法入国者、就労者について過去三年間の実態、これは簡略で結構でござりますので御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 新東京国際空港の第二旅客ターミナルビルの供用開始時期につきましては、平成四年十二月ごろと予定されておりまして、これに対応する人員等の手当については平成四年度の予算案において行っているわけでございますが、第二期工事全体の完成時期ということになりますと現段階において私どもとしては確として承知してないところでございます。また、関西国際空港の完成時期は運輸省の発表によれば平成六年夏ごろというふうに伺っております。

これらに伴う両空港の業務量増につきましては、乗入れ便数等が明らかにされてないため現時点での予測することは困難な状況にございます。両空港等に当たっては関係省庁の御理解と御協力を得て施設の整備、要員確保等、所要の体制整備を図るため努力してまいる所存でござります。それから、お尋ねの不法入国者数及び不法就労者数についての最近三年間の実態というお尋ねでございます。

簡単に申し上げますと、昭和六十三年に摘要い

たしました不法入国者等入管法違反者は一万七千八百五十四人でございまして、そのうち不法就労者は一万四千三百十四人、不法就労者の国籍別順位でいきますと、フィリピン五千三百八十六人、次いでバングラデシュ、パキスタンとなっておりますけれども、不法就労者は一万六千六百八人、不法就労者の国籍別順位でいきますと、平成元年に摘要いたしました不法入国者等入管法違反者は二万二千六百二十六人で、そのうち不法就労者は一万六千六百八人、不法就労者の国籍別順位でいきますと、フィリピンが三千七百四十人、次いでパキスタン、韓国となっております。平成二年に摘要いたしました不法入国者等入管法違反者について申しますと、三万六千二百六十四人となつておりますし、そのうち不法就労者は二万九千八百八十四人、その国籍別順位でいきますと、バンガラデシュ五千九百二十五人、次いで韓国、マレーシアとなつております。平成三年につきましてはまだ全体の統計はございませんけれども、上半期、一月から六月までに摘要いたしました不法入国者等の入管法違反者について申し上げますと、六ヶ月で一万三千六百人、そのうち不法就労者は一万二千二百六十五名、不法就労者の国籍別

者には、新東京国際空港の二期施設、関西空港の第二旅客ターミナルビルの供用開始時期につきましては、平成四年十二月ごろと予定されておりまして、これに対応する人員等の手当については平成四年度の予算案において行っているわけでございますが、第二期工事全体の完成時期ということになりますと現段階において私どもとしては確として承知してないところでございます。また、関西国際空港の完成時期は運輸省の発表によれば平成六年夏ごろというふうに伺っております。

これらに伴う両空港の業務量増につきましては、乗入れ便数等が明らかにされてないため現時点での予測することは困難な状況にございます。両空港等に当たっては関係省庁の御理解と御協力を得て施設の整備、要員確保等、所要の体制整備を図るため努力してまいる所存でござります。それから、お尋ねの不法入国者数及び不法就労者数についての最近三年間の実態というお尋ねでございます。

簡単に申し上げますと、昭和六十三年に摘要い

したけれども反対の御意見もございました。しかし、これは開かれた入管行政ということで法務省の御意見が通つたわけでござりますけれども、不法入国者あるいは就労者の数が今後も、中小零細企業の方の動向を見ましても人手不足、三K労働などに日本の若い人がつかないというようなことで、ますます国内の労働力不足に対するニーズも増していくという中でどのようコントロールされかかるでしようか。

それで、基本計画というのを法務省一省でなくして、法務省が中心になつて外務省その他各省間で基本計画というのをおつくりになるということが先々大臣から二代にわたりましてこの委員会で御質問を申し上げて、お約束がございましたけれども、法務省内の先ほどの事務的な打ち合わせ、検討委員会ですか、その話はちらつと伺いましたけれども、基本的な方向としてどういうふうに御質問を申し上げて、お約束がございましたけれども、法務省内の先ほどの事務的な打ち合わせ、検討委員会ですか、その話はちらつと伺いましたけれども、基本的な方向としてどういうふうに御質問を承りたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 改正入管法の施行後も、今御指摘のとおり、不法入国者等入管法違反者が増加傾向にございまして、非常に遺憾なことがあります。これら不法就労者の職種は、男性のほぼ八割が建設作業員、工員、女性の約半数がホステスとして稼働しておりますけれども、近年男女とも雑用、飲食店従業員等に及び、職種が多様化する傾向が

ござる。これらは法務省から厳格にやるといふことは抑えられないものがござります。そういうことを含めての基本的な対策というものをどうなさる必要があります。そして、大臣はそのころの大蔵ではいらしゃいませんでしたけれども、今の改正出入国管理法についてのコメントというか、御意見を承りたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 改正入管法の施行後も、今御指摘のとおり、不法入国者等入管法違反者が増加傾向にございまして、非常に遺憾なことがあります。これら不法就労者の職種は、男性のほぼ八割が建設作業員、工員、女性の約半数がホステスとして稼働しておりますけれども、近年男女とも雑用、飲食店従業員等に及び、職種が多様化する傾向がござる。これらは法務省から厳格にやるといふことは抑えられないものがござります。そういうことを含めての基本的な対策というものをどうなさる必要があります。そして、大臣はそのころの大蔵ではいらしゃいませんでしたけれども、今の改正出入国管理法についてのコメントというか、御意見を承りたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 不法滞在がふえ、不法就労がふえるということは、我が国の健全な社会の発展にとりましても、また国際的にも好ましいことではございませんので、これはできるだけ減らしていくという基本的な方針のもとに各種の政策的効率を置いていかたいと思っております。

○政府委員(高橋雅二君) 不法就労を目的とする外国人の入国を未然に水際で防止するということで、査証発給の事務の厳格化ということにつきまして外務省の協力を得ているところでござりますが、特に不法就労に流れやすい観光目的の短期滞在、そういう人たちの上陸審査に当たっては旅券査証の偽変造の有無、入国情目的の真偽等を確認するなど、厳格な審査を実施しておりますところでござります。特に法務省入管管理局といたしましては、まず特に法務省入管管理局といたしましては、まず不法就労を目的とする外国人の入国を未然に水際

で防止するということで、査証発給の事務の厳格化ということにつきまして外務省の協力を得ているところでござりますが、特に不法就労に流れやすい観光目的の短期滞在、そういう人たちの上陸審査に当たっては旅券査証の偽変造の有無、入国情目的の真偽等を確認するなど、厳格な審査を実施しておりますところでござります。コンピューターに

前にそういう経験のあるような人たちのデータを入れまして、これが日本各地の主要な港でオンラインでチェックできるようなそういう体制も今

想という御意見でございましたけれども、今入管

局長が申しましたように、法律は改正されましたのが増加傾向にあることは事実でございまして、これはもう大変なことでありますので、上陸審査、いわゆる入り口の問題です。厳格な審査をし、その他の法律で新たに設けられたいろいろな規定を適用しながら、厳格な運用によってできるだけそういう増加を抑えていく、むしろ減少する方向に持つていかなければならぬ。そういうふうに思つております。

○紀平悌子君 言葉を返すようで申しわけございませんが、厳格な審査その他はやつておられると思いますし、今後もやりになると思います。ただ、どうとうとしてそういった不法就労あるいは正規の滞在でない外国人がふえていくという事実、これは法務省から厳格にやるということは抑えられないものがござります。そういうことを含めての基本的な対策というものをどうなさる必要があります。そして、大臣はそのころの大蔵ではいらしゃいませんでしたけれども、今の改正出入国管理法についてのコメントというか、御意見を承りたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 不法滞在がふえ、不法就労がふえるということは、我が国の健全な社会の発展にとりましても、また国際的にも好ましいことではございませんので、これはできるだけ減らしていくという基本的な方針のもとに各種の政策的効率を置いていかたいと思っております。

○政府委員(高橋雅二君) 不法就労を目的とする外国人の入国を未然に水際で防止するということで、査証発給の事務の厳格化ということにつきまして外務省の協力を得ているところでござりますが、特に不法就労に流れやすい観光目的の短期滞在、そういう人たちの上陸審査に当たっては旅券査証の偽変造の有無、入国情目的の真偽等を確認するなど、厳格な審査を実施しておりますところでござります。特に法務省入管管理局といたしましては、まず特に法務省入管管理局といたしましては、まず不法就労を目的とする外国人の入国を未然に水際

それから、中に入ってきた時点におきましては、不法就労者の積極的な摘発を、これはいろいろな関係機関と共同して協力を得て、摘発を通じて不法入国の防止をさらに図っていきたいと考えております。

なお、入国するほとんどの外国人、多くの人は不法就労の目的ではなく正当な目的で来られる方でございますので、厳格な審査はやりますけれども、そういうまじめな善意の人たちに不愉快な念を与えないように、またそちらの方面にも気を配りながらやらなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○國務大臣(田原隆君) 高橋局長の答弁でよかったです。私も、確かに入管局を持つ省でありますから非常に大きい責任を持っておりますけれども、これは法務省だけでは解決できる問題ではありませんので、各省と協議しながらとということが必要だろうと思うのです。というのは、不法就労が発生する原因を調べてみると、近隣アジア諸国との経済格差による出稼ぎ志向とか一部産業の人手不足感から、悪い言葉かもしれないが、安価な労働力を得ようとする俗に言う「まみ感」とか、そのほか近隣アジア諸国で雇用の機会が少ないために求めてくるとか、いろんなことがありますから、そのほかブローカーの問題もござりますし、すべてにわたってやはり解決していかなければ取り締まりだけでは解決しない問題だろうと思いますので、その辺やはり各省庁と手を組んでやっていきたいと思います。

○紀平悌子君 國際的な開かれた入管行政というのいろいろな方がござりますけれども、私などはやはり労働市場の自由化、それは全面的に開けという日本の労働事情といつもの根柢から覆すというようなことではなくて、二国間協定などでのいわゆる単純労働と言われる方々もあるルートを決めて交流しておりますので、これは法務省ふうな考え方を持つておきますので、これが法務省に伺うことではないかと思いますけれども、その

点もあわせ御考慮をいただきたいというふうに思っております。そういうことがやはり国際的にも要求をされるという時期になってきておりますので、それで各省間の基本的な計画といふのは今こそなさっていたいなというふうに思つております。

外国人労働者に対する取り締まるというか、入管というのはどうしても取り締まるという

ことになるんですが、日本に入つていらした方は、皆さんこれはどういう形で入つていらしたにしろ人である、人間であるということに変わりはございません。ですから、その意味において仮に不法滞在の方々であつても、なかなか対応する警察の

お役目というものは難しいものがあると思います。審議の過程でいわゆる外国人の方々に対する対策の一つとして、マニュアルを警察署の方でおつくりになつて、その後そういう面でどんなふうな御進展があるか、伺わせていただきたいと思います。

○説明員(奥村萬壽雄君) 在日外国人がふえておりますことに伴いまして、一線の警察署に外国人が来られてこれに警察署の方が対応するという例が具体的には、今お話をありましたように、困

がふえておりますけれども、警察といたしましてはその対応の適正を期するためにいろんな方策を講じているところでございます。

具体的には、今お話をありましたように、困因になつていても考えられますけれども、法務省が文部省とそのことについて協議を重ねられておられますでしょうか。また、なさつたとすればどのようなお話し合いになりましたか、続けて伺いたいと思います。

○政府委員(藤田省二君) 人権擁護機関による被害者の救済と申しますのは、司法機関、あるいは他の行政機関のように強制力によって具体的な権利の存否を公権的に確定したり、あるいは権利の実現を図るというようなものではなくて、専ら具体的な事件の調査、処理を通じまして、加害者等を十分に説得した上で、現に侵害が行われるときにはそれを自主的に排除させ、既に侵害が終わっているときには加害者に強く反省を求めるとともに、将来の再犯を防止させ、それを通じて個別的に人権思想を啓発する、そういうことでござります。したがいまして、その処置は、加害者の責任追及というよりも啓発という点に重点が置かれている、そういうことで行つております。したがいまして、強制力を伴つた処置が必要なものにつ

皆様方も、恐縮ですが簡潔にどうぞわかるように教えていただきたいと思います。

第一点は、大臣の所信の中人に権侵犯の事件で被害者を救済するというお言葉がござります。この被害者を救済するということは具体的にどういうふうなことか。まず、救済の実態というか、それを伺いしたいと思うんです。これはとても長くなると思いますので、次のを続けてちょっと伺つ

てしまします。

次に、子供の問題です。子供をめぐるいじめとか体罰、それからチャイルドアビューズ、これは近親者というより親権者による児童虐待の問題が日本でも随分出てきているようございます。法務省はこの問題についてどのように対応されるか、その人権被害者を救うということで、なかなかこれは難しい問題でござりますけれども、それをまず伺いたいと思います。

それから、これはいじめの原因としては、子供たちにたまつたいろいろな意味でのストレスが原因になつていても考えられますけれども、法務省が文部省とそのことについて協議を重ねられておられますでしょうか。また、なさつたとすれば

どのようなお話し合いになりましたか、続けて伺いたいと思います。

○政府委員(藤田省二君) 人権擁護機関による被害者の救済と申しますのは、司法機関、あるいは他の行政機関のように強制力によって具体的な権利の存否を公権的に確定したり、あるいは権利の実現を図るというようなものではなくて、専ら具体的な事件の調査、処理を通じまして、加害者等を十分に説得した上で、現に侵害が行われるときにはそれを自主的に排除させ、既に侵害が終わっているときには加害者に強く反省を求めるとともに、将来の再犯を防止させ、それを通じて個別的に人権思想を啓発する、そういうことでござります。したがいまして、その処置は、加害者の責任追及というよりも啓発という点に重点が置かれている、そういうことで行つております。したがいまして、強制力を伴つた処置が必要なものにつ

きましては、やはり司法機関、あるいはその他の強制権限を持った行政機関による救済方法が講じられるべきであるというふうに考えております。

それから次に、子供をめぐるいじめ、体罰の問題ですけれども、いじめ、体罰の問題は心身ともに健全に育成されるべき児童生徒の人権擁護にかかる重大な問題でございまして、法務省の人権擁護機関といたしましてもこの問題の解決に向かって積極的に取り組んできているところでございま

す。特に、昭和六十年以降いじめの問題を重要な問題として取り上げ、そのため啓発活動を展開してきたわけですが、具体的な事業につきましては、人権相談あるいは人権侵犯事件として対処しているところでございます。

また、親権者による児童の虐待につきましては、いじめや体罰と同様に、やはり児童の人権擁護上に遭遇できない問題でござりますので、法務省の人権擁護機関としては積極的にこれを取り上げ、親権者等に対し人権尊重の意識を広めるとともに

看過できない問題でござりますので、法務省の人権擁護機関としては積極的にこれを取り上げ、親

それから、いじめの原因の解明の問題でござりますけれども、いじめの問題は、学校教育を初め家庭での子供の教育、あるいは社会環境などが複雑に絡み合っている問題でござりますので、その解決のために家庭や学校、教育委員会、警察等の関係機関との緊密な連携をとつて対応する必要があるわけでござります。そういう観点で、いじめ問題の解明のための人権擁護機関としてはこれら

○紀平悌子君 子供の問題をもう少しお伺いしたいと思います。時間があと八分ぐらいしかございませんので、それ以内の中で、まだたくさん伺いたいことがあるんですが、お答えいただ

高齢化社会の中でのお年寄りの人権というのことは、さまざまな福祉あるいは医療の面での充実、それからお年寄りの生きがいの問題もございますけれども、それとまた全く違う被害にお遭いになります。そういうことが具体的に続発しているように思われます。特にお年寄りの資産をねらっての財産犯が著しくふえているように思われます。特に、身近に身寄りのいないお年寄りのところにいろいろな意図を持つた方が入り込んで、そして甚大な被害に遭う。時には命まで奪われて、財産もだれがどこへあれしたかわからないということになつていくという事態が実は私の身辺にも一二、三ございまして、これはなかなか隣近所で物が申せるという状態でございません。何か変だなと思つてもどこへどう申し上げいいのか。それも家中へ入つての他人様の懐まで口は出せないという、そういう悩みもございます。

ですから、お互い隣近所が地域として気をつけあけるということももちろん基本的な問題として必要だと思いますけれども、こういったお年寄り、特に老年痴呆と言われるような、そういう高齢者の権利をどうやって守っていくか。人権、特に生命、健康、財産ですね、そういうようなことで格別のシステムをおつくりになる必要があるようと思われます。法務省としてはどうお考えになつていらっしゃるかということをぜひお伺いしたい。

○政府委員(清水謙君) 老人になられましてから判断能力が低下をするというようなことで自分の財産が十分に管理ができない。その結果として財産をいわばだまし取られるとか、そういうような現象が最近多くあらわれているというようなことを私どもいろいろな新聞、雑誌等を通じて知つてゐるわけでございます。

現在の民法の建前から申しますと、そういう判断能力、つまり法的に申しますと意思能力が十分ではないというようなことになりますと、法律行為の無効取り消しというような問題、あるいはさらにそれが進みますと、禁治産宣告とかあるいは

準禁治産宣告というような制度によって保護されるということも制度としてあるわけでござります。それからまた、訪問販売みたいないろんな特別法でいわゆるクリングオフの権利を認めるというような形で、一応それなりに判断能力が十分でない人たちの法律行為についての権利の保護というようなことが図られてはいるわけでござります。

しかしながら、先生御指摘のように、そういうような個別の問題ではなく、高齢化社会というものがを迎えて、一年をとつて十分に自分の財産を管理することができない、そういう人たちについての何か抜本的な法律制度を考えたらどうかという御意見、これがいわゆる成年後見制度といふのは未成年について未成年者後見制度というのがございますし、あるいは禁治産の宣告を受けた者につきまして後見制度があるわけでござりますけれども、そういう現在の制度ではなくて、高齢になつた成年者についての後見制度といふようなものを考えたらどうかというような御論議が最近学会の中でもされているというふうに私も承知しているわけでございます。現に、諸外国におきましても、ドイツなどと例えば一九九〇年に成年者世話法という成年者を世話をするという法律が民法の中に組み込まれて規定をされたといふようなことを聞いているわけでござります。

○理事(中野鉄造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○理事(中野鉄造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○平洋子君 ありがとうございます。

終わります。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三九号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二四四号)(第二四六号)(第二四七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二五〇号)(第二五一号)(第二五六号)(第二六四号)(第二六八号)(第二七二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二九一号)

(第二七六号)(第二八〇号)(第二八五号)(第二八六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二九一号)

(第二九二号)(第二九五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三一六号)

プローチということも当然必要かと思ひますけれども、福祉その他いろんな社会政策立法というようなものを絡めてやはり検討すべき問題ではないかなというふうに私どもは考へておるわけでございます。

現段階においてまだそういう成年者後見制度といふ言葉、これは学者の間で使われておる言葉でござりますけれども、そういうようなものを具体的な形で立法の検討課題とするという段階にはまだなつてはおりませんけれども、私どもいたしました。そういうような問題について最近関心度といふのは未成年について未成年者後見制度についての何か抜本的な法律制度を考えたらどうかという御意見、これがいわゆる成年後見制度といふのは未成年について未成年者後見制度というのがございますし、あるいは禁治産の宣告を受けた者につきまして後見制度があるわけでござりますけれども、そういう現在の制度ではなくて、高齢になつた成年者についての後見制度といふようなものを考えたらどうかというような御論議が最近学会の中でもされているというふうに私は承知しているわけでございます。現に、諸外国におきましても、ドイツなどと例えば一九九〇年に成年者世話法という成年者を世話をするという法律が民法の中に組み込まれて規定をされたといふようなことを聞いているわけでござります。

○理事(中野鉄造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○理事(中野鉄造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○平洋子君 ありがとうございます。

終わります。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三九号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二四四号)(第二四六号)(第二四七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二五〇号)(第二五一号)(第二五六号)(第二六四号)(第二六八号)(第二七二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二九一号)

(第二七六号)(第二八〇号)(第二八五号)(第二八六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二九一号)

(第二九二号)(第二九五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三一六号)

執行事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判官以外の裁判所の職員を五十六人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十三人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十三人増加しようとするものであります。

第一点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。「これは、一方において、地方裁判所における民事訴訟事件及び民事執行法に基づく

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三二三号)	
(第三二五号)	紹介議員 久保田真苗君
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三七四号)	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三七五号)	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三七七号)	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三八三号)	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三八四号)	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二三九号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 谷畑 孝君 規子 外十三名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二四〇号 平成四年二月十四日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 田 英夫君 恵子 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二四一号 平成四年二月十四日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三通)	紹介議員 稲久八重子君 新美 美知子 外二名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二四五号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 井上 哲夫君 谷本 魏君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二五〇号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 田 英夫君 清水清子 外一名
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第三二五二号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 久保田真苗君 横浜市西区御所山町四七 菅原恵
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二五三号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 田 英夫君 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二五六号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 田 英夫君 中垣陽子 外二名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六一号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(五通)	紹介議員 谷本 魏君 白浜 一良君 ノ四七 山田麻理 外十三名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六二号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 三重野栄子君 神奈川県相模原市松が枝町五ノ五
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六三号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 笠野 貞子君 三 藤沢俊子 外二名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六四号 平成四年二月十五日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(三通)	紹介議員 北村 哲男君 田中恵世 外六名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六五号 平成四年二月十八日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 濑谷 英行君 埼玉県川口市本町一ノ一七ノ一ノ八〇四 外山照子 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六六号 平成四年二月十八日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 今江武司 外九名 福岡県大牟田市松浦町六ノ五 平 康博 外六名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六七号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 斎 正敏君 福岡市宇治市五ヶ庄新開一〇ノ一
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六八号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 紀平 悌子君 福岡県大牟田市松浦町六ノ五 平 康博 外六名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二六九号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 久保田真苗君 川崎市幸区南加瀬二ノ一六ノ二三
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第三二七〇号 平成四年二月十七日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 田 英夫君 清水清子 外一名
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第三二七二号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 久保田真苗君 横浜市西区御所山町一ノ三 専修
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二七三号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 稲久八重子君 大阪府豊中市宮山町一ノ三 専修
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二七四号 平成四年二月十七日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 稲久八重子君 玲子 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二七五号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 藤原聖子 外一名 東京都杉並区南荻窪一ノ一〇ノ八
この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。
第三二七六号 平成四年二月十七日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 稲久八重子君 京都府城陽市久世下大谷八ノ四
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二七七号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 稲久八重子君 中垣陽子 外二名
この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。
第三二七八号 平成四年二月十七日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 稲久八重子君 ノ一四ノ三〇三 富沢よし子
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第三二七八号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 三重野栄子君 横浜市港南区野庭町六二七〇三八
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二八〇号 平成四年二月十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 笠野 貞子君 三 藤沢俊子 外二名
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二八一号 平成四年二月十四日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	紹介議員 三重野栄子君 神奈川県相模原市松が枝町五ノ五
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。
第三二八二号 平成四年二月十八日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	紹介議員 笠野 貞子君 三 藤沢俊子 外二名
この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二六号 平成四年一月十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区東野一二二一ノ一二
岡田昭 外四名

紹介議員

三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三二三号 平成四年二月十九日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤七ノ一九ノ一四
栗原美恵子 外二名

紹介議員

山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二五号 平成四年二月十九日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願(四通)

請願者 東京都三鷹市井の頭一ノ一五ノ九
中力好子 外三名

紹介議員

三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二七号 平成四年二月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市深津町三ノ一六 伊藤靖子 外十三名

紹介議員

西野 康雄君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三二七五号 平成四年二月二十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原町七一ノ一七
徳茂万知子

紹介議員

栗森 喬君

第三七八号 平成四年二月二十日受理	非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍 法の改正に関する請願	請願者 川崎市多摩区三田二ノ三、二九七 菊地由美子 外二名	紹介議員 喜間 淳君	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第三八三号 平成四年二月二十日受理	非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍 法の改正に関する請願	請願者 東京都武藏野市吉祥寺南町一ノ二 五ノ一一ノEノ二〇一 町田典子 外九名	紹介議員 竹村 泰子君	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。
第三八四号 平成四年二月二十日受理	非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍 法の改正に関する請願	請願者 東京都武藏野市吉祥寺南町一ノ二 五ノ一一ノEノ二〇一 町田典子 外九名	紹介議員 竹村 泰子君	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。
第三九一号 平成四年二月二十日受理	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正す る法律案	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正す る法律案	別表第一の一三の項中 「四 基礎となる額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 基礎となる額が五千 その額二十五萬円までごとに 四百円」 を (六) 基礎となる額が一億 その額百万円まで その額五百萬円ま でごとに 四百円 円を超えて一千萬円までの部分 までごとに 四百円 円を超えて十億円までの部分 ごとに 千二百円 円を超える部分 でごとに 四千円	別表第一の一三の項中 「四 基礎となる額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 基礎となる額が五千 その額二十五萬円までごとに 四百円」 を (六) 基礎となる額が一億 その額百万円まで その額五百萬円ま でごとに 四百円 円を超えて一千萬円までの部分 までごとに 四百円 円を超えて十億円までの部分 ごとに 千二百円 円を超える部分 でごとに 四千円	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。
第三九二号 平成四年二月二十日受理	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正す る法律案	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正す る法律案	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	「四 調停を求 その価 (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価
別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価
別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価
別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価
別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価	別表第一の一四の項中 「四 調停を求める事項の価額が三百萬円を超える部分 その額二十萬円までごとに 四百円」 を (五) 調停を求 その価 (六) 調停を求 その価 (七) 調停を求 その価

める事項の価額が三百万円を超える部分

額二十万円までごとに 四百円

める事項の価額が千万円を超える一億円までの部分

額二十五万円までごとに 四百円

める事項の価額が一億円を超える十億円までの部分

額一百万円までごとに 千二百円

める事項の価額が十億円を超える部分

額五百万円までごとに 四千円

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部

第一条第一項中「九千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同条第三項中「二千五百万円」を「三千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案
少年の保護事件に係る補償に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二章に定める少年の保護事件（以下「保護事件」という。）に関する手続において同法第三条第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由（以下「審判事由」といいう。）の存在が認められるに至らなかつた少年等に対し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。

（補償の要件）
第一条 少年の保護事件に係る補償に関する法律案
少年の保護事件に係る補償に関する法律
(趣旨)
第一条 この法律は、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二章に定める少年の保護事件（以下「保護事件」という。）に関する手続において同法第三条第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由（以下「審判事由」といいう。）の存在が認められるに至らなかつた少年等に対し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。

（補償の要件）
第一条 少年法第二章に規定する保護事件を終結

分の取消しの決定があった場合において、当該

決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由

拘束又は同法第二十四条の二の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

（補償をしないことができる場合）

第三条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部

を受けるべき旨の申出があつた場合において、相

に改める。

（特別関係者に対する補償）

第六条 前条第一項の補償に関する決定を受ける

前に本人が死亡した場合において、その特別関係者（本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹であることをいう。以下同じ。）から申出があり、かつて本人の死亡の當時本人と生計を同じくしてい

たもの又はこれらの者以外の者であつて第二条に規定する決定の当時本人の保護者（少年法第十九号）第十一条第四項、第五項若しくは第七項の規定による措置又は犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十三

条第一項若しくは第二項の規定による措置を含む。）に基づく身体の自由の拘束並びに犯罪者予防更生法の規定による引致及び留置

（補償の内容）

第四条 身体の自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に応じて、刑事補償法第四

条第一項に定める一日当たりの割合の範囲内で、相当と認められる額の補償金を交付する。

（補償に関する決定）

2 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付する。

（調査）

3 第一項の申出は、本人が死亡した日から六十日以内にしなければならない。

（調査）

第七条 家庭裁判所は、補償に関する決定をする

に当たつては、必要な調査を行い、又は家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせること

ができる。この場合における家庭裁判所の調査

については、少年法第十四条、第十六条、第三十条及び第三十一条の二の規定を準用する。

（補償の払渡し）

第八条 補償金の払渡し及び没取に係る物の返付

については、少年法第十四条、第十六条、第三十一条及び第三十一条の二の規定を準用する。

（補償の払渡し）

前項の補償に関する決定は、第二条に規定す

る決定をした日から三十日以内にするように努めなければならない。

(準用)
が行う。

第九条 刑事補償法第五条の規定はこの法律による補償と他の法律による損害賠償との関係について、同法第二十二条の規定は補償の払渡しについて、刑事訴訟法第五十五条第一項及び第三項の規定はこの法律に定める期間の計算について準用する。

(最高裁判所の規則)

第十条 この法律に定めるもののほか、決定の告知及び補償の払渡しの方法その他補償の実施に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

(施行期日等)
この法律は、公布の日から起算して九十日を

超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に第二条に規定する決

定があった保護事件に係る身体の自由の拘束又は没取について適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法等の一部改正)
次に掲げる法律の規定中「昭和二十五年法律第一号」の下に「又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第一号)」を加え、「刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁」を

「刑事訴訟法による抑留又は拘禁」を第一項第一号に掲げる身体の自由の拘束に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第一百五十一号)第十二条

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇一号)(第四〇三号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇六号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法・戸籍法の改正に関する請願(第四一〇号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一三号)(第四一七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四一四号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法・戸籍法の改正に関する請願(第四一九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四二〇号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四二一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四二二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四二三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四二四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四二五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四二六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四二七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四二八号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四二九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三〇号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四三一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四三三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四三五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四三七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三八号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四三九号)

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町下川原八七
紹介議員 三ノ二九 斎藤幸義
請願者 埼玉県入間郡毛呂山町下川原八七
紹介議員 三ノ二九 斎藤幸義

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 日下部穂代子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四三六号 平成四年二月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市池尻三ノ三五 上原貞子 外五名

紹介議員 安永英雄君
紹介議員 埼玉県新座市東一ノ八ノ五一 中條友輔外一名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四〇六号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町神野一、二六六 三橋秀子 外九名

紹介議員 駒山篤君
紹介議員 青森市三内丸山九六ノ三 中野光子 外二名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四〇八号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪市旭区大宮四ノ一〇ノ二七

紹介議員 深田鑑君
紹介議員 日下部穂代子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四〇九号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 山崎道春 外九名

紹介議員 深田鑑君
紹介議員 七 永江民子

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四一四号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪市東淀川区豊里二ノ一大城

紹介議員 正敏君
紹介議員 紀平悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四一四号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 千葉県市川市南八幡四ノ一四ノ七

紹介議員 紀平悌子君
紹介議員 七 永江民子

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
紹介議員 第四一四号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 川崎市中原区下沼部一、九六一

紹介議員 佐藤伊佐雄
持田タカ子 外二名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五三号 平成四年二月二十七日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区中央五ノ二二ノ四ノ

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五四号

平成四年二月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県秦野市北矢名三三六ノ二

紹介議員 鎌倉美香 外九名

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予
備審査のための付託は二月五日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

第一号中正誤

ページ 段行 誤

一 三 一 議長

議事

正

〃 〃 から
天山 審議事務総長

川 審議事務総長

二 二 〃 更正保護

更生保護

平成四年三月二十一日印刷

平成四年四月一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局